

第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)における具体的施策(案)整理表

資料7

(凡例)

- 論点として議論の結果、新たな計画に盛り込まれることとなったもの
- 担当省庁からの案文の提出を受けて検討がなされたもの
- 男女共同参画会議での検討結果を踏まえ検討がなされたもの

※ 備考欄記載の終了施策番号については、別添「検討・実施済み施策に係る検討・実施の状況等」参照

第1 損害回復・経済的支援等への取組

1 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号				
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁			
1	1	V	第1	1	(1)	損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施	法務省において、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴を利用した損害回復等、損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用することにより、犯罪被害者等の労力を軽減し、簡易迅速な手続とすることのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省			検討・実施済み実施状況については、終了施策番号1を参照。			
	2	V	第1	1	(2)	損害賠償請求債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討	損害賠償債務の国による立替払い及び求償等については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会(第1, 2, (3)参照)において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。	(内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省)			検討済み 検討状況については、終了施策番号2を参照。			
	3	V	第1	1	(3)	公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討	公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非について、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会(第1, 2, (3)参照)において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。	(内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省)			検討済み 検討状況については、終了施策番号3を参照			
1	4	V	第1	1	(4)	ア	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。(再掲: 第3, 1, (11)ア)	法務省	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。	法務省		
2						(現行施策なし)			日本司法支援センターによる支援の検討及び施策の実施	法務省及び日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を犯罪被害者等との打合せに同席させることに対して、同センターが支援を行うことについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	法務省	新規	10	

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)					備 考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策		担当省庁				
3	5	V	第1	1	(4)	イ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。(再掲:第3, 1, (11)イ及び第4, 1, (27)ア)	法務省	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介を行うとともに、弁護士会、犯罪被害者支援団体等と連携・協力して研修等を行い、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上に取り組む。(再掲:第4, 1)	法務省	一部修正 弁護士以外の 情報提供につ いては、旧番号 191の修正施 策で対応	183
	6	V	第1	1	(4)	ウ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。(再掲:第3, 1, (11)ウ及び第4, 1, (27)イ)	法務省				実施済み 実施状況につ いては、終了施 策番号4を参照	
	7	V	第1	1	(4)	エ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。(再掲:第3, 1, (11)エ及び第4, 1, (27)ウ)	法務省				旧番号191の 修正施策に統 合	
	8	V	第1	1	(4)	オ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。(再掲:第3, 1 (11)オ及び第4, 1, (27)エ)	法務省				旧番号128, 1 90へ整理統合	
	9	V	第1	1	(5)		公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施	法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。(再掲:第3, 1, (3)ア)	法務省				検討・実施済み 検討・実施状況 については、終 了施策番号5を 参照	
4	10	V	第1	1	(6)	ア	損害賠償請求制度に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。(再掲:第4, 1, (22))	警察庁 法務省	損害賠償請求制度に関する情報提供の充実	損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。(再掲:第4, 1)	警察庁 法務省		
	11	V	第1	1	(6)	イ	損害賠償請求制度に関する情報提供の充実	法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第4, 1, (24))	法務省				検討・実施済み 検討・実施状況 については、終 了施策番号6を 参照	
5	12	V	第1	1	(7)		刑事和解等の制度の周知	法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度を周知徹底させる。(再掲:第3, 1, (3)イ及び(16)ア)	法務省	刑事和解等の制度の周知	法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度を周知徹底させる。	法務省		
6	13	V	第1	1	(8)	ア	保険金支払いの適正化等	財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払いを行うことの指示等により、自賠責保険金の支払いの適正化を図る。	国土交通 省	保険金支払いの適正化等	財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構における調停、国土交通省による保険会社に対する立入検査、国土交通大臣による適正な支払いを行うことの指示等により、自賠責保険金の支払いの適正化を図る。	国土交通 省		
	14	V	第1	1	(8)	イ	保険金支払いの適正化等	金融庁において、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定)に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備の状況について検証していく。	金融庁				旧番号14と旧 番号15を統合 して新番号7と する。	

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)				備考	要望番号	
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
7	15	V	第1	1	(8)ウ	保険金支払いの適正化等	金融庁において、保険会社の検査・監督を行うに当たっては、苦情・相談として寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応をしていく。	金融庁	保険金支払いの適正化等	金融庁において、被害者に直接保険金等が支払われる場合も含め、契約に基づく保険金等の支払いが適切におこなわれるように、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成17年8月12日策定)等に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢について検証し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応を行う。	金融庁	一部修正	12
8	16	V	第1	1	(8)エ	保険金支払いの適正化等	財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。	国土交通省	保険金支払いの適正化等	財団法人日弁連交通事故相談センターにおける弁護士による自賠責保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する無料の法律相談・示談斡旋等により、適切な損害賠償が受けられるよう支援を行う。	国土交通省		
9	17	V	第1	1	(8)オ	保険金支払いの適正化等	国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。	国土交通省	保険金支払いの適正化等	国土交通省において、ひき逃げや無保険車等の事故による被害者に対しては、政府保障事業において、本来の加害者に代わって、直接その損害をてん補することにより、適切な支援を行う。	国土交通省		
10	18	V	第1	1	(9)	受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用	法務省において、刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)における受刑中の者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるよう努める。	法務省	受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用	法務省において、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)における受刑中の者が作業報奨金を被害者に対する損害賠償に充当することを可能とする制度が十分に運用されるよう努める。	法務省	一部修正	
11	19	V	第1	1	(10)	暴力団犯罪による被害の回復の支援	暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。	警察庁	暴力団犯罪による被害の回復の支援	暴力団犯罪の被害者については、警察において、都道府県暴力追放運動推進センターや各弁護士会の民事暴力対策委員会等とも連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。	警察庁		

2 給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)				備考	要望番号	
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
12	20	V	第1	2	(1)	現行の犯罪被害給付制度の運用改善	現行の犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定等運用面の改善を図る。	警察庁	現行の犯罪被害給付制度の運用改善	警察において犯罪被害給付制度の周知徹底を図るほか、警察庁において、犯罪被害者等給付金の迅速な裁定が行われるよう都道府県警察を指導するとともに、早期の犯罪被害者等給付金の支給に努める。	警察庁	一部修正	13
	21	V	第1	2	(2)	犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大	警察庁において、犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲及び親族間犯罪の被害に係る支給について、現状よりも拡大する必要があることを前提に、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	警察庁				実施済み 実施状況については、終了施策番号7を参照	
	22	V	第1	2	(3)	経済的支援を厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施	犯罪被害者等に対する経済的支援制度を現状よりも厚いものとする必要があることを前提に、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に対する国の補償等の在り方に関する検討を含め、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿やその財源を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)				検討・実施済み 検討実施状況については、終了施策番号8を参照	

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号	
	旧 番 号	基本計画符号	項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁			
13				(現行施策なし)		(P)犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討	(P)犯罪被害給付制度の拡充及び犯罪被害者等に対する新たな補償制度の創設については、平成20年度に拡充した犯罪被害給付制度の運用状況等を踏まえて検討を行うため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し(※)、必要な調査及び検討を行う。 ※検討体制については、基本計画策定・推進専門委員会会議とすることも考えられる。(検討会のあり方等については、第6回基本計画策定・推進専門委員会会議で検討予定)	(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省)		22	
14				(現行施策なし)		(P)カウンセリング費用の公費負担についての検討	(P)犯罪被害者等に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用の公費負担については、上記検討会において、上記検討事項とともに検討する。	(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、国土交通省)		39～43	
15				(現行施策なし)		地方公共団体による見舞金制度等の導入促進	内閣府において、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請するとともに、これらの制度を導入している地方公共団体を犯罪被害者白書に掲載する。	内閣府	新規	11	
16				(現行施策なし)		生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外についての検討	厚生労働省において、犯罪被害者等給付金のうち、犯罪被害者等である生活保護受給者にとって収入として認定しない自立更生のための用途と考えられるものについて、地方公共団体の意見を踏まえ、必要な措置について検討し、1年以内を目途に結論を出す。	厚生労働省	新規	22	
	23	V	第1	2(4)	性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減	警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費について、その経済的負担を軽減する必要があることを前提に、支給方法の検討を含め、必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	警察庁		実施済み 実施状況については、終了施策番号9を参照		
17				(現行施策なし)		性犯罪被害者の医療費の負担軽減	警察庁において、性犯罪被害者の緊急避妊、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等の公費負担に要する経費を都道府県警察に対し補助するほか、緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、また、性犯罪被害に伴う精神疾患についても犯罪被害給付制度の対象となることの周知も含めて各種支援施策の効果的な広報に努めるよう、都道府県警察を指導する。	警察庁	新規	14～16	
18	24	V	第1	2(5)	司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。	警察庁	司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置	犯罪被害給付制度とは別に、各都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費を措置する制度を積極的に推進する。	警察庁	
	25	V	第1	2(6)	医療保険利用の利便性確保	厚生労働省において、警察庁の協力を得て、犯罪被害者等における医療保険利用の利便性確保につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	厚生労働省		実施済み 実施状況については、終了施策番号10を参照		

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号
	旧番号	基本計画符号	項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁		
19										44
				(現行施策なし)		医療保険の円滑な利用の確保	厚生労働省において、犯罪による被害を受けた被保険者が保険診療を求めた場合については、現行制度上加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無にかかわらず保険給付が行われることになっている旨、保険者に周知する。また、医療機関に対して、犯罪による被害を受けた者であっても医療保険を利用することが可能であることや、誓約書等の提出がなくても保険者は保険給付を行う義務がある旨保険者あてに通知していることについて、地方厚生局を通じて周知する。	厚生労働省	新規	

3 居住の安定(基本法第16条関係)

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号				
	旧番号	基本計画符号	項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁						
	26	V	第1	3(1)	ア	公営住宅への優先入居等	国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件の緩和等により、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずる。	国土交通省						
						(現行施策なし)								
	20						公営住宅への優先入居等	国土交通省において、引き続き犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等を実情に即し、更に推進する。	国土交通省	新規	19、20			
	21	27	V	第1	3(1)	イ	公営住宅への優先入居等	独立行政法人都市再生機構において、機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。	国土交通省	公営住宅への優先入居等	独立行政法人都市再生機構の機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置については、公営住宅における犯罪被害者等の受け入れ状況などを注視したうえで、引き続き、その必要性を含めて検討を行い、2年以内を目途に結論を出す。 なお、犯罪被害者等の住宅を確保するため、公営住宅の管理主体から、機構賃貸住宅の借上げ要請があった場合は、柔軟に対応する。	国土交通省	一部修正	
	22	28	V	第1	3(1)	ウ	公営住宅への優先入居等	国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。	国土交通省	公営住宅への優先入居等	国土交通省において、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を警察庁及び法務省と十分連携して行う。	国土交通省		
	23	29	V	第1	3(2)	ア	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。(再掲:第2, 2, (3)ア)	厚生労働省	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。(再掲:第2, 2)	厚生労働省		
		30	V	第1	3(2)	イ	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)により、平成21年度までに、虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善を実施する。(再掲:第2, 2, (3)イ)	厚生労働省					
						(現行施策なし)								
	24							被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)により、平成26年度までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。(再掲:第2, 2)	厚生労働省	新規			
		31	V	第1	3(2)	ウ	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力(DV)被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターにおける一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第2, 2, (3)ウ)	厚生労働省					

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)				備考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
25	32	V	第1	3	(2)	エ	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。	厚生労働省	被害直後及び中期的な居住場所の確保	厚生労働省において、一時保護から地域における自立した生活へとつながるよう、婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化を図ることなどにより、入所者に対する日常生活支援の充実に努める。	厚生労働省	(修正なし)	21
	33	V	第1	3	(2)	オ	被害直後及び中期的な居住場所の確保	児童虐待、配偶者等からの暴力(DV)、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。(再掲:第2, 2, (4))	内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省				検討・実施済み 検討実施状況については、終了施策番号14を参照	
26							(現行施策なし)			被害直後及び中期的な居住場所の確保	警察庁において、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど、居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに利用できる緊急避難場所の確保に要する経費を都道府県警察に補助するほか、同制度が犯罪被害者等の負担軽減に効果的なものとなるよう、都道府県警察を指導する。	警察庁	新規	
	34	V	第1	3	(2)	カ	被害直後及び中期的な居住場所の確保	犯罪被害者等の生活の立て直しを図るための中期的な居住の確保について、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。	内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省				検討・実施済み 検討実施状況については、終了施策番号15を参照	

4 雇用の安定(基本法第17条関係)

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)				備考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
27	35	V	第1	4	(1)	ア	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。	厚生労働省	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業の適正な運用に努める。	厚生労働省		
28	36	V	第1	4	(1)	イ	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細やかな相談援助の適正な運用に努める。	厚生労働省	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	公共職業安定所における事業主に対する配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細やかな相談援助の適正な運用に努める。	厚生労働省	独立行政法人雇用・能力開発機構は廃止が予定されている。(平成20年12月24日閣議決定)	
29	37	V	第1	4	(1)	ウ	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施に努める。	厚生労働省	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	公共職業安定所における求職者に対するきめ細やかな就職支援の適正な実施に努める。	厚生労働省		

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号			
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁		
	38	V	第1	4	(1)	エ	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおける事業主を対象とした雇用管理講習会において、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマについて取り上げる。	厚生労働省			独立行政法人雇用・能力開発機構は廃止が予定されている。(平成20年12月24日閣議決定)		
30	39	V	第1	4	(1)	オ	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。	厚生労働省	事業主等の理解の増進 厚生労働省において、犯罪被害者等に対する十分な理解に基づき、以下の施策を実施する。	公共職業安定所職員に対する研修において、犯罪被害者等への理解に資するテーマを取り上げる。	厚生労働省		
31	40	V	第1	4	(2)	ア	個別労働紛争解決制度の活用等	厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知を徹底させるとともに、その適正な運用に努めていく。	厚生労働省	個別労働紛争解決制度の活用等	厚生労働省において、犯罪被害者等に係る個別労働関係紛争の解決に当たって、個別労働紛争解決制度について周知を徹底させるとともに、その適正な運用に努めていく。	厚生労働省		
32	41	V	第1	4	(2)	イ	個別労働紛争解決制度の活用等	厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底させるとともに、その積極的な活用を図っていく。	厚生労働省	個別労働紛争解決制度の活用等	厚生労働省において、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関し、情報の提供、相談等を行う公的相談窓口として、労働問題に関するあらゆる分野の相談に専門の相談員がワンストップで対応する総合労働相談コーナーについて周知徹底させるとともに、その積極的な活用を図っていく。	厚生労働省		
	42	V	第1	4	(3)		被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討	厚生労働省において、警察庁及び法務省の協力を得て、犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	厚生労働省				実施済み 実施状況については、終了施策番号16を参照	
33							(現行施策なし)			被害回復のための休暇制度の周知・啓発	被害回復のための休暇制度についていまだ十分な認知がなされていない状況にあることから、厚生労働省において、引き続き、アンケートによる実態把握を行うとともに、リーフレット等により、経済団体や労働団体を始め事業主や被雇用者等に対して、犯罪被害者等の置かれている状況などについて周知・啓発を図る。	厚生労働省	新規	48

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)				備 考	要 望 番 号		
	旧 番 号	基本計画符号			項目	施策	担当 省 庁	項目	施策	担当 省 庁				
34	43	V	第2	1	(1)	「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の継続的実施等	厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成するとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。	厚生労働省	「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等	厚生労働省において、厚生労働科学研究において行われている、医療現場における犯罪被害等による精神疾患の実態調査及び犯罪被害者等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の実践的な内容の充実を図る。また、同研修会などを通じて、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。	厚生労働省	一部修正	49、53、55	
	44	V	第2	1	(2)	重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施	厚生労働省において、犯罪被害者等の重度のPTSD等重度ストレス反応について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、診断・治療等を行う専門家が全国的に不足していることを前提に、実態を把握し、その上で、「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の在り方を含め、必要とされる高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策を検討し、3年以内を目的に結論を出し、必要な施策を実施する。	厚生労働省					実施済み(今後の施策の更なる推進については旧番号43に統合)実施状況については、終了施策番号17参照	
	35					(現行施策なし)			PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供	厚生労働省において、医療機能情報提供制度によりPTSDなど各疾病の治療に対応可能な医療機関を検索することができることを周知を図る。	厚生労働省	新規	49	
	36					(現行施策なし)			犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進	文部科学省において、医学部関係者が参加する各種会議での要請や「医学教育モデル・コア・カリキュラム」等を通じて、医学部においてPTSD等の精神的被害に関する知識・技能及び犯罪被害者等への理解を深める教育を推進する。また、厚生労働省において、医学部卒業後の初期研修のプログラム責任者や指導医に対する講習会等を通じて、医学部卒業生の精神疾患に対する初期対応と治療の実際への理解を促進する。	文部科学省・厚生労働省	文部科学省施策は旧番号54の一部修正。厚生労働省施策については新規。	49、53	
	37					(現行施策なし)			精神保健福祉センターに対する犯罪被害者支援業務についての理解促進	厚生労働省において、精神保健福祉センターにおいて犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援が適切に行われるよう、精神保健福祉センター長会議において必要に応じて犯罪被害者等に関する議題を取り上げる。	厚生労働省	新規	55	
	45	V	第2	1	(3)	PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大	厚生労働省において、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大について科学的評価を行い、これを踏まえ、平成18年度に予定している次期診療報酬改定において、必要に応じて措置を講ずる。	厚生労働省					実施済み実施状況については、終了施策番号18参照	
	38					(現行施策なし)			PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大	PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大については、有効性・安全性に関する科学的評価が得られたものについて、診療報酬改定時に必要に応じて措置を講ずる。	厚生労働省	旧番号45を一部修正	18	
	39	46	V	第2	1	(4)	地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。	厚生労働省	地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供	厚生労働省において、地域格差なく迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期、二次、三次の救急医療体制の整備を図るとともに、総務省と連携し、メディカルコントロール体制の充実強化を図る。	厚生労働省		
	47	V	第2	1	(5)	救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備	厚生労働省において、救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備に資する施策を検討し、1年以内を目的に結論を出し、当該施策を実施する。	厚生労働省					実施済み実施状況については、終了施策番号19参照	

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要 望 番 号		
	旧 番 号	基本計画符号	項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
40					(現行施策なし)		救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備	厚生労働省において、救急医療における犯罪被害者等の精神的ケアに対応するため、救急医療体制における精神科医との適切な連携体制の確保を図る。	厚生労働省	新規		
41					(現行施策なし)		交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等	交通事故による重度後遺障害者数が依然として高い水準で推移していることを踏まえ、これらの者が質の高い治療・看護を受けられる機会の拡充を図るとともに、被害者の実態把握に努める。	国土交通省	新規	50、54	
42	48	V	第2	1(6)	高次脳機能障害者への支援の充実	厚生労働省において、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)や高次脳機能障害支援モデル事業の成果の普及等により、高次脳機能障害者の適性とニーズに応じた支援を提供できるような仕組みを構築する。	厚生労働省	高次脳機能障害者への支援の充実	厚生労働省において、高次脳機能障害が障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づくサービスの対象であるという更なる周知を行う。また、患者・家族からの相談への対応や普及啓発等を行う「高次脳機能障害支援普及事業」を実施する。	厚生労働省	一部修正	54
	49	V	第2	1(7)	ア	長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施	厚生労働省において、犯罪被害者を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられる方策について、医療機能の分化、連携を含めた平成18年の医療提供体制の改革の中で検討して、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	厚生労働省			実施済み 実施状況については、終了施策番号20参照	
	50	V	第2	1(7)	イ	長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施	犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、特に犯罪等の被害による後遺障害者に対する経済的支援及び福祉サービスの在り方について十分に検討する。	内閣府 警察庁 法務省 厚生労働省			検討・実施済み 検討実施状況については、終了施策番号21参照	
43	51	V	第2	1(8)	思春期精神保健の専門家の養成	厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の被害者等の心理と治療・対応についての研修を充実させる。	厚生労働省	思春期精神保健の専門家の養成	厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の被害者等の心理と治療・対応についての研修を実施する。	厚生労働省		
	52	V	第2	1(9)	少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施	厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分でないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の養成、その適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を実施する。	厚生労働省				実施済み 実施状況については、終了施策番号22参照	
44					(現行施策なし)		少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施	厚生労働省において、少年被害者の被害について、犯罪被害者等に特有の対応を要する面があることを踏まえ、全国的に治療又は保護を行う専門家が不足し、そのための体制及び施設が十分でないことを前提に、現状に関する必要な調査を行い、その上で、少年被害者が利用しやすく、地域的な隔たりなく十分な治療・配慮を受けられ、また、十分な期間保護が受けられるようにするため、児童精神科医等専門家の適正な配置その他の体制整備及び施設の増強に資する施策を実施する。	厚生労働省	新規		
	53	V	第2	1(10)	性暴力被害者のための医療体制の整備に資する施策の検討及び実施	厚生労働省において、性暴力被害者について、特有の対応を要する面があることを踏まえ、性暴力被害者が利用しやすく、十分な治療・配慮を受けられることができるような医療体制の整備に資する施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。	厚生労働省				実施済み 実施状況については、終了施策番号23参照	

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要 望 番 号
	旧 番 号	基本計画符号	項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁		
45				(現行施策なし)		警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実	警察庁において、性犯罪被害者の精神的被害回復に資するため、警察部内のカウンセリング専門職員の活用や、警察部外カウンセラー・精神科医へのカウンセリング委嘱制度の運用が一層効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する。	警察庁	新規	14
46				(現行施策なし)		医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、性犯罪被害者対応マニュアル等を活用するなどして、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図る。(再掲:第4, 1)	厚生労働省	新規	51, 56
47				(現行施策なし)		性犯罪被害者対応における看護師等の活用	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等の活用について啓発を推進する。(再掲:第4, 1)	厚生労働省	新規	52
48				(現行施策なし)		ワンストップ支援センターの設置促進	性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター(医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。)の設置を促進するため、以下の施策を推進する。 ・内閣府において、ワンストップ支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引(仮称)」を作成し、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、警察等に配布する。 ・警察庁において、平成22年度に実施した性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証を行い、その結果を関係省庁及び犯罪被害者支援団体に提供する。 ・厚生労働省において、医療機関に対してワンストップ支援センターについての啓発を行うほか、犯罪被害者支援団体、地方公共団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体等に提供する。 ・厚生労働省において、医療機能情報提供制度における登録内容にワンストップ支援センターが施設内に設置されているかどうかを加える。(再掲:第4, 1)	内閣府、警察庁、厚生労働省	新規	136 137 138 139 140
	54	V	第2	1(11)	犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進	文部科学省において、犯罪被害者等への適切な対応に資するよう、PTSD等の精神的被害に関する知識・技能を修得させるための教育を含め、各大学の医学教育における「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づくカリキュラム改革の取組を更に推進する。	文部科学省		新番号36に統合	
	55	V	第2	1(12)	犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等	文部科学省において、「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」の中で、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施し、その結果に基づき、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。(再掲:第5, 1、(15)エ)	文部科学省		実施済み 実施状況については、終了施策番号24参照	
49				(現行施策なし)		犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成等	内閣府において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。	内閣府	新規	

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要 望 番 号		
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁	
	56	V	第2	1(13)	犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施	厚生労働省において、警察庁、法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、犯罪の実情及び犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療関係者の在り方及びその養成のための施策を検討し、3年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。	厚生労働省				実施済み 実施状況については、終了施策番号25参照	
50	57	V	第2	1(14)	検察官等に対する研修の充実	法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図っていく。	法務省	検察官等に対する研修の充実	法務省において、検察官等が犯罪被害者等の支援に精通するための研修等の充実を図る。	法務省		
51	58	V	第2	1(15)	法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進	文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。	文部科学省	法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進	文部科学省において、各法科大学院が、自らの教育理念に基づき多様で特色のある教育を展開していく中で、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう促す。	文部科学省		55
52	59	V	第2	1(16)	ア 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等 厚生労働省において、平成16年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、次の施策を実施する。	児童相談所の夜間・休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図っていく。	厚生労働省	児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等 厚生労働省において、平成16年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、次の施策を実施する。	児童相談所の夜間・休日における連絡や相談対応の充実、児童相談所の市町村に対する支援の充実等に努める。	厚生労働省	一部修正	
53	60	V	第2	1(16)	イ 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等 厚生労働省において、平成16年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、次の施策を実施する。	夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。	厚生労働省	児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等 厚生労働省において、平成16年の児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、次の施策を実施する。	夜間対応等の体制整備や児童虐待に対する医療ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制を充実する。	厚生労働省		
54	61	V	第2	1(17)	少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に關し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。	文部科学省 厚生労働省	少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実	文部科学省及び厚生労働省において、少年被害者の保護に關し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど、学校と児童相談所等少年被害者の保護に資する関係機関との連携を充実する。	文部科学省 厚生労働省		
55	62	V	第2	1(18)	ア 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実させるとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進していく。	文部科学省	少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省において、少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、スクールカウンセラーの適正な配置や資質の向上、「子どもと親の相談員」の配置など、学校におけるカウンセリング体制を充実させるとともに、少年被害者を含む児童生徒に対し、個々の状況に応じた必要な学習支援を促進していく。	文部科学省	一部修正	
56	63	V	第2	1(18)	イ 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省において、スクールカウンセラーを始め学校の教職員が一体となって、関係機関や地域の人材と連携しつつ、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する教職員やスクールカウンセラーに対する研修を支援するとともに、各学校における取組を引き続き促進する。	文部科学省	少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省において、スクールカウンセラーを始め学校の教職員が一体となって、関係機関や地域の人材と連携しつつ、犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する教職員やスクールカウンセラーに対する研修を支援するとともに、各学校における取組を促進する。	文部科学省		
57	64	V	第2	1(18)	ウ 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。(再掲:第5, 1, (15)イ)	文部科学省	少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。(再掲:第5, 1)	文部科学省		

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)						備 考	要望番号
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
58	65	V	第2	1	(19)	被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する。	警察庁	被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	警察において、被害少年が受ける精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を推進する。	警察庁			
59	66	V	第2	1	(20)	里親制度の充実	厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親養育援助事業や里親養育相互援助事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図っていく。	厚生労働省	里親制度の充実	厚生労働省において、少年被害者の保護に資するよう、里親支援機関事業による里親の支援等により、里親制度の充実を図っていく。	厚生労働省	一部修正		
60	67	V	第2	1	(21)	少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知	厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその周知に努める。	厚生労働省	少年被害者の相談・治療のための専門家・施設等の周知	厚生労働省において、少年被害者の被害に対する相談・治療等を行う専門家、医療施設その他の施設等を把握し、警察とも連携してその周知に努める。	厚生労働省			
61	68	V	第2	1	(22)	犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知	厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。	厚生労働省	犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知	厚生労働省において、犯罪被害者等が利用しやすいように、医療機関の情報を周知させるとともに、関係機関において、当該情報を共有し、適時適切に犯罪被害者等に提供する。	厚生労働省			

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)						備考	要望番号
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
62	69	V	第2	1	(23)	ア	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応していく。	厚生労働省	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	厚生労働省において、犯罪被害者等の受診情報が医療機関や保険者から流出しないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、医療機関や保険者に対して適切に対応していく。	厚生労働省		
63	70	V	第2	1	(23)	イ	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。	金融庁	犯罪被害者等の受診情報等の適正な取扱い	金融庁において、犯罪被害者等の保健医療に関する情報を始めとする個人情報の取扱いに関し、損害保険会社に問題があると認められる場合には、保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。	金融庁		

2 安全の確保(基本法第15条関係)

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)						備考	要望番号	
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁					
64	71	V	第2	2	(1)	ア	加害者に関する情報提供の拡充	法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図っていく。(再掲:第3, 1, (19))	警察庁 法務省	加害者に関する情報提供の拡充	法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図っていく。(再掲:第3, 1)	警察庁 法務省			
	72	V	第2	2	(1)	イ	加害者に関する情報提供の拡充	法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。(再掲:第3, 1(20))	法務省				後段は検討・実施済み 検討・実施状況については、終了 施策番号26 参照 前段は新番号 65で対応		
65							(現行施策なし)				判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施	法務省において、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項、仮釈放審理に関する事項並びに保護観察中の処遇状況等に関する事項について、また、保護観察処分及び少年院送致処分を受けた加害少年についても、少年院における処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項について、適切に情報提供を行うとともに、被害者等通知制度の更なる充実について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第3, 1)	法務省	新規 B論点に対する 検討結果として 提出した要望9 4に対する施策 案文も統合	94,153
66	73	V	第2	2	(1)	ウ	加害者に関する情報提供の拡充	警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。	警察庁	加害者に関する情報提供の拡充	警察において、子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止を図るため、法務省からそれらの前歴者の出所情報の提供を受け、出所後の居住状況等の定期的な確認を含めた対策に努める。	警察庁			

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)					備 考	要 望 番 号	
	旧 番 号	基本計画符号		項目	施策	担当 当 省 庁	項目	施策	担当 当 省 庁				
67	74	V	第2	2(2)	ア	犯罪被害者等に関する情報の保護	法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないよう求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。	法務省	犯罪被害者等に関する情報の保護	法務省において、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないよう求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて周知を徹底させるとともに、検察官等の意識を向上させる。	法務省		
	75	V	第2	2(2)	イ	犯罪被害者等に関する情報の保護	法務省において、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、①起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、②検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省				実施済み 実施状況については、終了施策番号27参照	
	76	V	第2	2(2)	ウ	犯罪被害者等に関する情報の保護	総務省において、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」の報告書(平成17年10月20日)を踏まえ、犯罪被害者等の保護の観点も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的見直しを行う。	総務省				実施済み 実施状況については、終了施策番号28参照	
68	77	V	第2	2(2)	エ	犯罪被害者等に関する情報の保護	警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。(再掲：第5、1、(16))	警察庁	犯罪被害者等に関する情報の保護	警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。(再掲：第5、1)	警察庁		
69	78	V	第2	2(3)	ア	一時保護場所の環境改善等	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。(再掲：第1、3、(2)ア)	厚生労働省	一時保護場所の環境改善等	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護や婦人保護施設及び民間シェルター等への一時保護委託の実施について適正な運用に努める。(再掲：第1、3)	厚生労働省		
	79	V	第2	2(3)	イ	一時保護場所の環境改善等	厚生労働省において、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)により、平成21年度までに、虐待を受けた子どもと非行児童の混合処遇を改善すること等の個別対応できる一時保護所の環境改善を実施する。(再掲：第	厚生労働省				実施済み 実施状況については、終了施策番号29参照	
70						(現行施策なし)			一時保護場所の環境改善等	厚生労働省において、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)により、平成26年度までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。(再掲：第1、3)	厚生労働省	新規	
	80	V	第2	2(3)	ウ	一時保護場所の環境改善等	厚生労働省において、児童相談所及び婦人相談所による一時保護の現状や配偶者等からの暴力(DV)被害者及び人身取引被害者の一時保護委託先である民間シェルターにおける一時保護委託の状況に関する必要な調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲：第1、3、(2)ウ)	厚生労働省				実施済み 実施状況については、終了施策番号30参照	
	81	V	第2	2(4)		被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討	児童虐待、配偶者等からの暴力(DV)、人身取引以外の犯罪等による被害者に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。(再掲：第1、3、(2)オ)	(内閣府) 警察庁 法務省 厚生労働省				検討・実施済み 検討実施状況については、終了施策番号31参照	
71	82	V	第2	2(5)		警察における再被害防止措置の推進	警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し、防犯指導・警戒等を実施して行っている再被害防止の措置を推進する。	警察庁	警察における再被害防止措置の推進	警察において、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を收容している刑事施設等と密接に連携を図り、防犯指導・警戒等の再被害防止の措置を推進する。	警察庁	旧番号82を一部修正	59
72	83	V	第2	2(6)		警察における保護対策の推進	警察において、暴力団等から危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定して、危害行為の未然防止の措置を推進する。	警察庁	警察における保護対策の推進	警察において、けん銃発砲や被害者・証人等に対する報復等の暴力団犯罪により危害を被るおそれのある者や関連施設等を予測し、広範囲に保護対象者を指定するとともに必要な装備資機材を関連施設に配備するなどにより保護対策を実施し、危害行為の未然防止の措置を推進する。	警察庁	一部修正	59

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁	
73	84	V	第2	2(7)		保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	法務省において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聴くなどによりその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく。(再掲:第3、1、(6))	法務省	保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するよう努める。(再掲:第3、1)	法務省	一部修正	60
74						(現行施策なし)			配偶者等からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討及び施策の実施	保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況を分析するなど、配偶者等からの暴力の被害者の安全確保を強化することについて検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。	内閣府(男女局)、警察庁、法務省、厚生労働省	新規	47
75	85	V	第2	2(8)	ア	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力(DV)の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実していく。	警察庁 厚生労働省	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	警察庁及び厚生労働省において、配偶者等からの暴力(DV)の被害者、人身取引の被害者、児童虐待の被害者等の保護に関する警察、婦人相談所及び児童相談所等の連携について、現状に対する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一層充実していく。	警察庁 厚生労働省		
76	86	V	第2	2(8)	イ	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。	警察庁 文部科学省	再被害防止に向けた関係機関の連携の充実	警察庁及び文部科学省において、警察と学校等関係機関の通報連絡体制の活用、児童虐待防止ネットワークの活用、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努める。	警察庁 文部科学省		
77	87	V	第2	2(9)	ア	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	警察において、子どもの死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。	警察庁	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	警察において、子どもの死亡例に関する適切な検視等の実施に資する教育、児童虐待の発見に資する指導・教育、児童の保護等を行う職員に対する虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努める。	警察庁		
78	88	V	第2	2(9)	イ	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	文部科学省において、学校教育関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るなど、早期発見・早期対応のための体制の整備に努める。	文部科学省	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	文部科学省において、学校教育関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供及び、学校・教育委員会への的確な対応を促し、教師用研修教材の活用や、児童相談所職員との合同研修への参加を促すなど、早期発見・早期対応のための体制の整備に努める。	文部科学省	一部修正	
	89	V	第2	2(9)	ウ	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	文部科学省において、平成17年度に、学校等における児童虐待防止に向けた取組を推進するため、国内外の先進的取組事例を収集・分析する。	文部科学省				実施済み 実施状況については、終了施策番号32参照	
	90	V	第2	2(9)	エ	児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	厚生労働省において、児童虐待の早期発見に資するため、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携による取組について、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。	厚生労働省				実施済み 実施状況については、終了施策番号33参照	

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)					備 考	要望番号
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁			
79					(現行施策なし)		児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等	厚生労働省において、児童虐待の早期発見に資するため、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携による取組について、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。	厚生労働省	新規		
80	91	V	第2	2(10)	児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施	厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を引き続き行っていく。	厚生労働省	児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施	厚生労働省において、児童虐待防止のため、社会保障審議会児童部会の下に設置された「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」での児童の死亡事例等の検証を行う。	厚生労働省		
	92	V	第2	2(11)	児童虐待・配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための医療施設における取組の促進	厚生労働省において、医療施設における児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)の早期発見のための取組を促進するための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。	厚生労働省				実施済み 実施状況については、終了施策番号34参照	
81	93	V	第2	2(12)ア	再被害の防止に資する教育の実施等	法務省において、矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」の内容の一層の充実を図り、再被害の防止に資する。(再掲:第3, 1, (24)ア)	法務省	再被害の防止に資する教育の実施等	法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、検討会を開催するなどして、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実を図る。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被収容者に対する指導に有効活用するよう努める。(再掲:第3, 1)	法務省	一部修正	93、 95~97
82	94	V	第2	2(12)イ	再被害の防止に資する教育の実施等	法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。(再掲:第3, 1, (26))	法務省	再被害の防止に資する教育の実施等	法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。(再掲:第3, 1)	法務省		
83	95	V	第2	2(12)ウ	再被害の防止に資する教育の実施等	法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよ非指導を徹底していく。(再掲:第3, 1, (24)ウ)	法務省	再被害の防止に資する教育の実施等	法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよ非指導を徹底していく。	法務省		
	96	V	第2	2(12)エ	再被害の防止に資する教育の実施等	文部科学省において、非行少年等の立ち直り支援を行う中で、再被害の防止に資するよう、加害少年の立ち直りを図っていく。	文部科学省				非行少年等の立ち直り支援に関する事業は平成21年度にて終了している。また、今後、関連事業を行う予定も立っていないため本項目は削除。	

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
84	97	V	第2	2(12)	才	再被害の防止に資する教育の実施等	文部科学省において、様々な機会を活用して全国的に開設して行う子育てに関する学習講座の中で、児童虐待の防止に資するよう、親等の学習支援を充実する。	文部科学省	再被害の防止に資する教育の実施等	文部科学省において、児童虐待の防止に資するよう、地域人材や専門家等で構成する家庭教育支援チームによる家庭教育に関する取組を広く推進し、情報や学習機会の提供、相談対応の充実、家庭と地域とのつながりづくりや学校との連携等の地域の活動を支援する。	文部科学省	一部修正	

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係)

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
85	98	V	第2	3(1)	ア	職員等に対する研修の充実等	警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者対策室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支援の体験記の配布等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。	警察庁	職員等に対する研修の充実等	警察において、採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる教育、専門的知識を必要とする職務に従事する実務担当者に対する教育、被害者・遺族等を招請して行う講演会、被害者支援室担当者による各警察署に対する巡回教育、被害者支援の体験記の配布、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携要領についての教育等、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。	警察庁	一部修正	61, 62
86	99	V	第2	3(1)	イ	職員等に対する研修の充実等	法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善を進める。(再掲: 第4, 2.(11)イ)	法務省	職員等に対する研修の充実等	法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。(再掲: 第4, 2)	法務省	一部修正	61, 62
87	100	V	第2	3(1)	ウ	職員等に対する研修の充実等	法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーの実施、検察官に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修の実施等、研修内容を検討しつつより効果的な研修を実施し、職員の対応の改善に努める。	法務省	職員等に対する研修の充実等	法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めることに資するためのセミナーの実施や、検察官に市民感覚を学ばせるため、公益的活動を行う民間団体や民間企業に一定期間派遣する研修を実施するなどし、職員の対応の改善に努める。	法務省	一部修正	
88	101	V	第2	3(1)	エ	職員等に対する研修の充実等	法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。(再掲: 第3, 1, (18)及び第4, 2, (11)ア)	法務省	職員等に対する研修の充実等	法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。(再掲: 第3, 1及び第4, 2)	法務省	一部修正	61, 62

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要 望 番 号				
	旧 番 号	基本計画符号			項目	施策	担当 当 省 庁	項目	施策			担当 当 省 庁			
89	102	V	第2	3	(1)	才	職員等に対する研修の充実等	法務省において、副検事に対する研修の中で今後とも、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事故をテーマにした科目の内容について一層の充実を図る。(再掲:第3、1、(15))	法務省	職員等に対する研修の充実等	法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事故の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事故をテーマにした科目の内容について一層の充実を図る。(再掲:第3、1)	法務省			
	103	V	第2	3	(1)	力	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、3年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。	厚生労働省					実施済み 実施状況については、終了 施策番号35参照	
90							(現行施策なし)		職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師及び精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」において、医療現場における犯罪被害者等による精神疾患の実態調査及び犯罪被害者等に関する対応ガイドラインの作成を踏まえ、より実践的研修にするなど内容の充実を図り、同研修会などを通じて、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。また、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等を実施する。	厚生労働省	新規			
	104	V	第2	3	(1)	キ	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、看護教育の充実及び資質の向上を図るため、平成17年度から看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討を行い、当該検討を踏まえた教育の実施等により、看護に関わる者の対応の改善を進める。	厚生労働省					実施済み 実施状況については、終了 施策番号36参照	
91							(現行施策なし)		職員等に対する研修の充実等	「看護の質の向上と確保に関する検討会」における「中間取りまとめ」(平成21年3月)に基づき、平成21年4月より「看護の教育の内容と方法に関する検討会」において、教育内容・教育方法等の一層の充実に向け検討を行う。	厚生労働省	新規			
92	105	V	第2	3	(1)	ク	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための守秘義務の遵守等について指導を実施していく。	厚生労働省	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、民生委員に対し、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための守秘義務の遵守等について指導を実施していく。	厚生労働省			
93	106	V	第2	3	(1)	ケ	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発を実施していく。	厚生労働省	職員等に対する研修の充実等	厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修及び啓発の充実を図る。また、婦人保護施設における性犯罪被害者支援の現状についての実態を把握しつつ、全国婦人保護施設長連絡協議会や全国婦人保護施設指導員研究会の場を活用して職員の専門的な資質向上を図っていくとともに、都道府県が実施する婦人相談所や婦人保護施設の職員、婦人相談員等を対象とした研修の取組を促進する。	厚生労働省	一部修正	46	
94	107	V	第2	3	(2)		女性警察官等の配置	警察庁において、性犯罪被害者への対応等に資するよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官等の配置に更に努める。	警察庁	女性警察官の配置等	警察において、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置及び実務能力の向上、事情聴取における相談室や被害者支援用車両の活用、産婦人科医会や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等とのネットワークの構築による連携強化等に努め、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を図る。	警察庁	一部修正	64.65 88	

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁	
95	108	V	第2	3	(3)	ビデオリンク等の措置の適切な運用	法務省において、裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展等を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく。	法務省	ビデオリンク等の措置の適切な運用	法務省において、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく。	法務省	一部修正	
	109	V	第2	3	(4)	民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入	法務省において、民事訴訟においても、遮へい措置、ビデオリンク、付添いを民事訴訟法(平成8年法律第109号)上認めることについて検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省				実施済み 実施状況については、終了施策番号37参照	
96	110	V	第2	3	(5)	警察における犯罪被害者等のための施設の改善	警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者対策用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。	警察庁	警察における犯罪被害者等のための施設の改善	警察において、これまでに整備された被害者専用の事情聴取室の活用のほか、被害者支援用車両の整備を進めるなど、施設等の改善に努める。	警察庁		
97	111	V	第2	3	(6)	検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置	法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討をしていく。	法務省	検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置	法務省において、庁舎の建て替えを予定している検察庁では、被害者専用待合室を設置し、それ以外の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、専用待合室の設置について検討をしていく。	法務省		

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(基本法第18条関係)

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号	
	旧番号	基本計画符号	項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁			
98							医療機関における性犯罪被害者からの証拠採取等の促進	警察庁において、厚生労働省の協力を得て、医療機関において性犯罪被害者からの証拠採取及び採取した証拠の保管が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働きかけを推進する。	警察庁	新規	9
	112	V	第3	1	(1)	犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施	法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、公訴参加制度を含め、犯罪被害者等が刑事裁判手続に直接関与することのできる制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目的に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省		実施済み 実施状況については、終了施策番号38参照	
	113	V	第3	1	(2)	冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討及び施策の実施	法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容等を説明するよう努めるとともに、事案並びに必要性及び相当性にかんがみ冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて必要な検討を行い、1年以内を目的に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省		実施済み 実施状況については、終了施策番号39参照	
99						(現行施策なし)	冒頭陳述等の内容を記載した書面を被害者に交付することについての周知徹底及び適正な運用	法務省において、冒頭陳述等の内容を記載した書面を被害者に交付することについての周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めていく。	法務省	新規	
100						(現行施策なし)	被害者参加人への旅費等の支給に関する検討及び施策の実施	法務省において、犯罪被害者等が被害者参加制度を利用して裁判所に出廷する際の旅費等の負担を軽減するための制度の導入について検討を行い、2年以内を目的に結論を出し、必要な施策を実施する。	法務省	新規	6~9
101						(現行施策なし)	被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件に関する検討	法務省において、被害者参加人のための国選弁護制度における被害者参加人の資力要件の緩和について、被害者参加人の旅費等と併せて検討を行う。	法務省	新規	86
	114	V	第3	1	(3)	ア	公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施等	法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、2年以内を目的に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。(再掲:第1, 1, (5))	法務省	実施済み 実施状況については、終了施策番号40参照	

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号			
	旧 番 号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁					
102						(現行施策なし)		公判記録の閲覧・ 謄写制度の周知及 び閲覧請求への適 切な対応	法務省において、犯罪被害者等から刑事事件の訴訟記録の閲覧・謄写の申出があり、相当と認められるときは、刑事事件の係属中であっても、閲覧・謄写が可能である旨をパンフレット等により周知を図る。 また、刑事確定記録の閲覧に際して、被害者に対し、被告人や証人等の住所を開示するかどうかについては、裁判の公正担保の必要性と一般公開によって生じるおそれのある弊害等を比較考慮して、その許否を判断すべきものであるところ、被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めていく。	法務省	新規	87		
	115	V	第3	1	(3)	イ	公判記録の閲覧・ 謄写の範囲拡大に 向けた検討及び施 策の実施等	法務省において、公判記録の閲覧・謄写に関する現行制度を周知徹底させる。(再掲:第1, 1, (7))	法務省			上記施策と統 合		
103	116	V	第3	1	(4)	ア	犯罪被害者等と検 察官のコミュニケー ションの充実	法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションをより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努めていく。	法務省	犯罪被害者等と検 察官のコミュニケー ションの充実	法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションをより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者等の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努めていく。	法務省		
104	117	V	第3	1	(4)	イ	犯罪被害者等と検 察官のコミュニケー ションの充実	法務省において、刑事裁判の公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていく。	法務省	犯罪被害者等と検 察官のコミュニケー ションの充実	法務省において、刑事裁判の公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていく。	法務省		
105	118	V	第3	1	(5)		国民にわかりやす い訴訟活動	法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めていく。	法務省	国民にわかりやす い訴訟活動	法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を行うよう努めていく。	法務省		
106	119	V	第3	1	(6)		保釈に関する犯罪 被害者等に対する 安全への配慮の 充実	法務省において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聴くなどによりその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく。(再掲:第2, 2, (7))	法務省	保釈に関する犯罪 被害者等に対する 安全への配慮の 充実	法務省において、加害者の保釈申請がなされた場合には、事案に応じ、改めて犯罪被害者等に連絡して事情聴取するなどして、裁判所に提出する検察官意見に犯罪被害者等の意見を適切に反映させるとともに、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、犯罪被害者等の安全確保により一層配慮するように努める。(再掲:第2, 2)	法務省	一部修正	60
107	120	V	第3	1	(7)		上訴に関する犯罪 被害者等からの意 見聴取等	法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努めていく。	法務省	上訴に関する犯罪 被害者等からの意 見聴取等	法務省において、検察官が、被害者のある犯罪について、判決に対する上訴の可否を検討する際に、事案等を勘案しつつ、犯罪被害者等から意見聴取等を実施するなど、適切な対応に努めていく。	法務省		
108	121	V	第3	1	(8)		少年保護事件に関 する意見の聴取等 各種制度の周知徹 底	法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めていく。	法務省	少年保護事件に関 する意見の聴取等 各種制度の周知徹 底	法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めていく。	法務省		
	122	V	第3	1	(9)		少年保護事件に関 する犯罪被害者等 の意見・要望を踏ま えた制度の検討及 び施策の実施	法務省において、平成12年の少年法等の一部を改正する法律(平成12年法律第142号)附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する。	法務省				実施済み 実施状況につ いては、終了施 策番号41参照	
109							(現行施策なし)		少年審判の傍聴制 度の周知徹底	法務省において、「少年法の一部を改正する法律」(平成20年法律第71号)により導入された、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度等について、周知に努めていく。	法務省	新規		

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁	
	123	V	第3	1(10)	公的弁護士制度の導入の是非に関する検討	公的弁護士制度の導入については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、犯罪被害者等に対する経済的支援制度に関して設置する検討のための会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。	(内閣府) 警察庁 法務省 厚生労働省			検討・実施済み 検討実施状況については、終了施策番号42参照		
	124	V	第3	1(11)ア	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。(再掲:第1, 1, (4)ア)	法務省				旧番号4へ整理統合	
	125	V	第3	1(11)イ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。(再掲:第1, 1, (4)イ及び第4, 1, (27)ア)	法務省				旧番号5, 187の修正施策へ整理統合	183
	126	V	第3	1(11)ウ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。(再掲:第1, 1, (4)ウ及び第4, 1, (27)イ)	法務省				実施済み 実施状況については、終了施策番号43参照	
	127	V	第3	1(11)エ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。(再掲:第1, 1, (4)エ及び第4, 1, (27)ウ)	法務省				旧番号191の修正施策に統合	
110	128	V	第3	1(11)オ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。(再掲:第1, 1, (4)オ及び第4, 1, (27)エ)	法務省	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。(再掲:第4, 1)	法務省	第1への再掲なし	
111	129	V	第3	1(12)ア	刑事の手続等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。(再掲:第4, 1, (23))	警察庁 法務省	刑事の手続等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。(再掲:第4, 1)	警察庁 法務省		
112	130	V	第3	1(12)イ	刑事の手続等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めていく。	警察庁 法務省	刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な説明	警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努める。また、法務省において、警察庁、法医学関係機関等の協力を得て、司法解剖実施機関等で司法解剖後の臓器等が中・長期に保管される場合があることに関して、遺族に対してより適切な説明が行われるよう、対応に努めていく。	警察庁 法務省	一部修正	45
113	131	V	第3	1(12)ウ	刑事の手続等に関する情報提供の充実	警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配付されるよう努めていく。(再掲:第4, 1, (20)イ)	警察庁	刑事の手続等に関する情報提供の充実	警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配付されるよう努めていく。(再掲:第4, 1)	警察庁		152
114	132	V	第3	1(12)エ	刑事の手続等に関する情報提供の充実	法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。(再掲:第4, 1, (23)イ)	法務省	刑事の手続等に関する情報提供の充実	法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。(再掲:第4, 1)	法務省		

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)						備 考	要 望 番 号
	旧 番 号	基本計画符号			項目	施策	担当 当 省 庁	項目	施策	担当 当 省 庁				
115	133	V	第3	1	(13)ア	捜査に関する適切な情報提供	警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供しよう努めていく。	警察庁	捜査に関する適切な情報提供等	警察において、捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、適時適切に、捜査状況等の情報を提供しよう努めていく。また、必要に応じ犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間被害者支援団体等との連携を図る。	警察庁	一部修正	91,153	
	134	V	第3	1	(13)イ	捜査に関する適切な情報提供	警察庁において、一定の犯罪被害者等に対し「被害者の手引」を配付・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第4, 1, (21))	警察庁				実施済み 実施状況については、終了施策番号44参照		
116	135	V	第3	1	(13)ウ	捜査に関する適切な情報提供	法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供しよう努めていく。	法務省	捜査に関する適切な情報提供	法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供しよう努めていく。	法務省			
117	136	V	第3	1	(14)	交通事故捜査の体制強化等	警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施するほか、交通事故自動記録装置を始めとする捜査支援機器の整備・活用を図るなど、一層の交通事故捜査の充実に努める。	警察庁	交通事故捜査の体制強化等	警察において、ち密で科学的な捜査を一層推進するため、重大・悪質な交通事故等については、捜査経験豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が警察本部から事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど交通事故事件捜査体制を強化するほか、交通事故捜査員に対する各種研修の充実に図る。	警察庁	一部修正	92	
118	137	V	第3	1	(15)	交通事件に関する講義の充実	法務省において、副検事に対する研修の中で今後とも、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。(再掲:第2, 3, (1)オ)	法務省	交通事件に関する講義の充実	法務省において、副検事に対する研修の中で、交通事件の留意点等を熟知した専門家等による講義を行うとともに、被害者及び被害者遺族の立場等への理解を深めるための機会を設けるなど、交通事件をテーマとした科目の内容について一層の充実を図る。(再掲:第2, 3)	法務省			
119	138	V	第3	1	(16)ア	不起訴事案に関する適切な情報提供	法務省において、不起訴記録の弾力的開示を周知徹底させる。(再掲:第1, 1, (7))	法務省	不起訴事案に関する適切な情報提供	法務省において、不起訴記録の弾力的開示を周知徹底させる。また、不起訴記録の開示の対象拡大については被害者保護の要請に配慮しつつ、適切な対応に努めていく。	法務省	一部修正	89, 90	
120	139	V	第3	1	(16)イ	不起訴事案に関する適切な情報提供	法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていく。	法務省	不起訴事案に関する適切な情報提供	法務省において、不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていく。	法務省			
121	140	V	第3	1	(17)	検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力	法務省において、平成16年の検察審査会法(昭和23年法律第147号)改正により導入され平成21年までに実施される一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るとい趣旨の実現に向けた必要な協力をしていく。	法務省	検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力	法務省において、平成16年の検察審査会法(昭和23年法律第147号)改正により導入され平成21年までに実施される一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るとい趣旨の実現に向けた必要な協力をしていく。	法務省			
122	141	V	第3	1	(18)	検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。(再掲:第2, 3, (1)エ及び第4, 2, (11)ア)	法務省	検察官に対する児童又は女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。(再掲:第2, 3及び第4, 2)	法務省	法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。(再掲:第2, 3及び第4, 2)	法務省	一部修正	61, 62	
123	142	V	第3	1	(19)	判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実	法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図っていく。(再掲:第2, 2, (1)ア)	警察庁 法務省	判決確定後の加害者情報の警察に対する提供の充実	法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮釈放中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者に周知徹底させ、一層円滑な連携を図っていく。(再掲:第2, 2)	警察庁 法務省			

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁	
	143	V	第3	1	(20)	判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充	法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。(再掲:第2, 2, (1)イ)	法務省				後段は検討・実施済み 検討実施状況については、終了施策番号45参照	
124						(現行施策なし)		判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施	法務省において、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項、仮釈放審理に関する事項並びに保護観察中の処遇状況等に関する事項について、また、保護観察処分及び少年院送致処分を受けた加害少年についても、少年院における処遇状況等に関する事項、仮退院審理に関する事項及び保護観察中の処遇状況等に関する事項について、適切に情報提供を行うとともに、被害者等通知制度の更なる充実について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第2, 2)	法務省	新規 B論点に対する検討結果として提出した要望94に対する施策案文も統合	94,153	
	144	V	第3	1	(21)	保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施	法務省において、犯罪被害者等に対し、保護処分決定確定後の加害少年に関する情報を適切に提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。	法務省				実施済み 実施状況については、終了施策番号46参照	
	145	V	第3	1	(22)	犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施	法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう、更生保護官署に被害者支援専任の担当者を配置することを含め、検討を行う(上記(20))ことと併せ、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。	法務省				実施済み 実施状況については、終了施策番号47参照	
125						(現行施策なし)		犯罪被害者等の意見を踏まえた適切な加害者処遇の推進等	保護観察所において、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度において、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底する。	法務省	新規		
126	146	V	第3	1	(23)	受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用	法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成17年法律第50号)に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が適切に運用されるように努める。	法務省	受刑者と犯罪被害者等との面会・信書の発受の適切な運用	法務省において、受刑中の加害者との面会・信書の発受を希望する犯罪被害者等に関し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)に基づき、受刑中の者と犯罪被害者等との面会・信書の発受が適切に運用されるように努める。	法務省		

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
127	147	V	第3	1	(24)ア	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進	法務省において、矯正施設に収容されている加害者に対し、被害者の心情等を理解させるため、「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に向けていく。(再掲:第2, 2, (12)ア)	法務省	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等	法務省において、犯罪被害者等の心情等を理解させるための「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体の意見を踏まえながら、検討会を開催するなどして、矯正施設における受刑者等に対する改善指導・矯正教育等の充実を目指す。また、家庭裁判所、検察庁等から矯正施設に送付される資料の中に犯罪被害者等の心情等が記載されている場合には、同資料を被收容者に対する指導に有効活用するよう努める。(再掲:第2, 2)	法務省	一部修正	93、 95~97
128	148	V	第3	1	(24)イ	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進	法務省において、保護処分執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努めていく。	法務省	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進	法務省において、保護処分執行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努めていく。	法務省		
129	149	V	第3	1	(24)ウ	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進	法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよ罪指導を徹底していく。(再掲:第2, 2(12)ウ)	法務省	犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進	法務省において、保護観察対象者に対する、問題性に応じた専門的処遇プログラムの内容等の充実を図るとともに、当該プログラムの受講を保護観察における特別遵守事項として設定するなどして、適切に実施する。また、保護観察対象者に対し、再び罪を犯さない決意を固めさせ、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しよ罪のための指導を適切に実施する。	法務省	一部修正	93、96
130	150	V	第3	1	(25)ア	犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被收容者に対する更生プログラムの整備等	法務省において、犯罪被害者等の視点を取り入れ、交通事犯被收容者に対する罪の意識の覚せいを図る指導、交通安全教育等を推進し、遵法精神、責任観念をかん養し、交通犯罪に対する道義的な反省を積極的に促すとともに、交通法規を守って、人命を尊重し、安全第一を信条とする社会人として更生させることに努める。	法務省	犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被收容者に対する更生プログラムの整備等	法務省において、犯罪被害者等の視点を取り入れ、交通事犯被收容者に対し交通安全教育等を推進するため、犯罪被害者等や犯罪被害者支援団体等からゲストスピーカーとして直接話を伺う機会を設け、併せて教材や指導内容の充実を図ることなどにより、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神等をかん養し、交通犯罪に対する道義的な反省を積極的に促すとともに、人命を尊重し、法令を守って生活する社会人として更生させることに努める。	法務省	一部修正	
	151	V	第3	1	(25)イ	犯罪被害者等の視点を取り入れた交通事犯被收容者に対する更生プログラムの整備等	法務省において、「被害者の視点を取り入れた教育」研究会の成果を踏まえ、犯罪被害者等や支援団体から直接話を伺うゲストスピーカー制度の拡大や教材の開発、標準的なプログラムの策定に取り組むなど、被害者の心情等を理解させるための指導の一層の充実を図り、交通事犯被收容者の更生のためにより有効なプログラムの整備に努める。	法務省				実施済み 実施状況については、終了施策番号48参照	
131	152	V	第3	1	(26)	仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。(再掲:第2, 2, (12)イ)	法務省	仮釈放における犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実	法務省において、仮釈放に際し、地方更生保護委員会が、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所が、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。(再掲:第2, 2)	法務省		
	153	V	第3	1	(27)	犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施	法務省において、仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとするについて、犯罪被害者等による意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内を目途に必要な施策を実施する。	法務省				実施済み 実施状況については、終了施策番号49参照	

第4 支援のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号			
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁		
135	155	V	第4	1	(1)	ア	地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等	内閣府において、都道府県犯罪被害者等主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置等について要請する。	内閣府	地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等	内閣府において、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議を開催し、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に関する適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置や犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や関係機関・団体等の支援内容や連絡先等をまとめた「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」の作成・活用等について要請するとともに、先進的・意欲的な取組を実施している地方公共団体による事例紹介等を通じ、各地方公共団体の取組を促進する。	内閣府	一部修正 B論点に対する検討結果として提出した要望169に対する施策案文は、要望156に対する施策案文と統合	156、 157、 169
136							(現行施策なし)			地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等	内閣府において、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局の確定状況等について定期的に確認するとともに、都道府県犯罪被害者等施策主管課室長会議を開催し、市町村における犯罪被害者等に関する適切な情報提供を行う総合的対応窓口の設置を促進するよう要請する。また、地方公共団体職員を対象とする研修会を開催し、犯罪被害者等施策への理解の促進や犯罪被害者等への対応のために必要となる基礎的な知識等の習得を支援するとともに、各地方公共団体の先進的・意欲的な取組事例等の情報をメールにより発信する「犯罪被害者等施策メールマガジン」により、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。	内閣府	新規	157
	156	V	第4	1	(1)	イ	地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請	内閣府において、関係窓口一覧や犯罪被害者等基本計画等の広報を含めたパンフレットを作成し、上記ア記載の会議において配付するなどの情報提供を行う。	内閣府				旧番号155の修正施策に統合	
	157	V	第4	1	(2)		相談機関等リストの作成による総合的 情報提供	内閣府において、都道府県別の相談機関等リストを作成し、インターネット等を通じて総合的な情報提供を行うことにつなげられるような事業を実施する。	内閣府				旧番号195の修正施策に統合	
137							(現行施策なし)			地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進	内閣府において、男女共同参画センターにおける中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、先進的な好事例の収集・提供に努める。	内閣府(男女局)	新規	142
138							(現行施策なし)			医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、性犯罪被害者対応マニュアル等を活用するなどして、医療関係者を対象とした啓発等を実施し、医療機関における性犯罪被害者への対応体制の整備を図る。(再掲:第2、1)	厚生労働省	新規	51、56
139							(現行施策なし)			性犯罪被害者対応における看護師等の活用	厚生労働省において、内閣府、警察庁及び文部科学省の協力を得て、医療機関に対して、性犯罪に関する専門的知識・技能を備えた看護師等の活用について啓発を推進する。(再掲:第2、)	厚生労働省	新規	52
140							(現行施策なし)			性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実	性犯罪被害者である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、学校内の教育相談体制の充実を図る。	文部科学省	新規	58

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号	
	旧番号	基本計画符号	項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁			
141					(現行施策なし)		ワnstopp支援センターの設置促進	性犯罪被害者のためのワnstopp支援センター(医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下「ワnstopp支援センター」という。)の設置を促進するため、以下の施策を推進する。 ・内閣府において、ワnstopp支援センターを運営している民間団体及び厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省等の協力を得て、「ワnstopp支援センターの開設・運営の手引(仮称)」を作成し、犯罪被害者支援団体、医療機関、地方公共団体、警察等に配布する。 ・警察庁において、平成22年度に実施した性犯罪被害者対応拠点モデル事業の検証を行い、その結果を関係省庁及び犯罪被害者支援団体に提供する。 ・厚生労働省において、医療機関に対してワnstopp支援センターについての啓発を行うほか、犯罪被害者支援団体、地方公共団体、医師等医療関係者等から、ワnstopp支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該犯罪被害者支援団体に提供する。 ・厚生労働省において、医療機能情報提供制度における登録内容にワnstopp支援センターが施設内に設置されているかどうかを加える。(再掲:第2、1)	内閣府、警察庁、厚生労働省	新規	136 137 138 139 140
	158	V	第4	1(3)	どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けられることのできる体制作りのための検討及び施策の実施	各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力を更に促進し、犯罪被害者等が、どの機関・団体等を起点としても必要な情報の提供、支援等を途切れることなく受けられることのできる体制作りが行われるようするため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省からなる検討のための会を設置し、地域における関係諸機関・団体等の連携・協力の実情の把握等必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)		検討・実施済み 検討実施状況については、終了施策番号50参照		
	159	V	第4	1(4)	犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討	犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成の在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援等を途切れることなく受けられることのできる体制作りと併せて検討する。(再掲:第4、2、(8))	(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)		検討・実施済み 検討実施状況については、終了施策番号51参照		
142					(現行施策なし)		コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援	内閣府及び警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。(再掲:第4、2)	内閣府、警察庁	新規	147
143	160	V	第4	1(5)	警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していく。	警察庁	警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	警察において、他の犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努めていくとともに、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していく。		

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)						備考	要望番号
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
144	161	V	第4	1	(6)	被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進	警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図られ、総合的な被害者支援が実施されるよう努めていく。	警察庁	被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進	警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。	警察庁	一部修正	165	
145	162	V	第4	1	(7)	警察における相談体制の充実	警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮していくほか、性犯罪相談窓口について女性警察官の配置に努めたり、精神的ケアを望む相談に対し、カウンセリング専門職員の電話によるカウンセリングを実施したり、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介するなど、犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていく。	警察庁	警察における相談体制の充実	警察において、全国統一の相談専用電話「#9110番」や性犯罪相談、少年相談等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地等にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、当該都道府県又は警察署の被害者支援連絡協議会等ネットワークに参画する機関・団体等の情報提供等や、他都道府県又は他警察署のネットワークの活用にも配慮する。 また、被害者本人からの申告が期待しにくく潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結びつけるため、一定の少年福祉犯罪、児童虐待事案及び人身取引事犯等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用に努める。	警察庁	一部修正 女性警察官の配置は旧番号107の修正施策に、カウンセリングは新番号45にそれぞれ統合		
146	163	V	第4	1	(8)	「指定被害者支援要員制度」の活用	警察において、指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。	警察庁	「指定被害者支援要員制度」の活用	警察において、指定された警察職員(指定被害者支援要員)が、事件発生直後から犯罪被害者に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施するなどする「指定被害者支援要員制度」について、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、その積極的活用を図るとともに、それらの警察職員に対し、犯罪被害者等に対する支援に必要な知識等についての研修、教育等の充実に努める。	警察庁			
147	164	V	第4	1	(9)	交通事故相談活動の促進	内閣府において、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、交通事故相談活動に携わる交通事故相談所等の相談員に対して、研修等を通じてその資質の向上を図るなど、地域における交通事故相談活動を推進する。	内閣府 交通担当	交通事故相談活動の促進	内閣府において、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、交通事故相談活動に携わる交通事故相談所等の相談員に対して、研修等を通じてその資質の向上を図るなど、地域における交通事故相談活動を推進する。	内閣府 交通担当			
148	165	V	第4	1	(10)	警察における被害少年が相談しやすい環境の整備	警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図っていく。	警察庁	警察における被害少年が相談しやすい環境の整備	警察において、少年サポートセンターや各警察署の少年係等、少年からの悩みごと、困りごとの相談を受け付けるための窓口が、関係機関への十分な引継ぎを含め、相談者の立場に立った対応をするよう努めていくとともに、「ヤング・テレホン・コーナー」等の名称での電話による相談窓口の設置や、フリーダイヤル、電子メールによる相談の導入等により、被害少年が相談しやすい環境の整備を図っていく。	警察庁			
149	166	V	第4	1	(11)	ストーカー事案への適切な対応	警察において、ストーカー事案の担当者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努める。	警察庁	ストーカー事案への適切な対応	警察において、ストーカー事案の担当者に対し、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の運用のみならず、被害者からの相談を受ける際に必要な能力を修得させることを含む専門教育を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、ストーカー事案への適切な対応に努める。	警察庁			
150	(現行施策なし)							人身取引被害者の保護の推進	人身取引対策については、関係省庁において「人身取引対策行動計画2009」(平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、被害者保護のための各種施策を推進する。	内閣官房	新規	148、 158、 159、 168、 215～217		

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)						備 考	要望番号
	旧 番 号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁					
151	167	V	第4	1	(12)	検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実	法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。	法務省	検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実	法務省において、検察庁における犯罪被害者等支援活動に際し、刑事手続に関する専門的な法的知識、捜査・公判の実務経験に基づき、犯罪被害者等の立場を理解し適切に対応するとともに、福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実を図る。	法務省			
152	168	V	第4	1	(13)	検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員等の連絡先等の一層わかりやすい提供や、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、必要な情報が提供できるよう努めていく。	法務省	検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	法務省において、被害者支援員と犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化することにより、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、被害者支援員の連絡先等の必要な情報をより分かりやすく提供することや、上記諸機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等について被害者支援員が説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書等を備え付けて提供するなど、より多くの情報を提供できるよう努めていく。	法務省	一部修正		
153	169	V	第4	1	(14)	「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実	法務省において、法務局・地方法務局に設置されている専用相談電話「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実を図っていく。	法務省	「子どもの人権110番」及び人権擁護委員の活用・充実	法務省において、法務局・地方法務局に設置されている専用相談電話「子どもの人権110番」及び人権擁護委員の活用・充実を図っていく。	法務省	一部修正		
154	170	V	第4	1	(15)	教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実	文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況にかんがみ、適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。	文部科学省	教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実	文部科学省において、学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合に、当該児童生徒の相談等の窓口として学校が有効に機能することを支援するため、教育委員会が、警察署、児童相談所、保健所、弁護士会、医師会等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明できるよう努め、さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、当該児童生徒及びその保護者等への対応等を行うことを促進する。この場合において、加害者が教員・生徒等当該学校内部の者であった場合は、犯罪被害者となった児童生徒の状況にかんがみ、適切な者が相談等の窓口になるよう十分配慮する。	文部科学省			
155	171	V	第4	1	(16)	学校内における連携及び相談体制の充実	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配、スクールカウンセラーの配置をするなど学校内の相談体制の充実を図っていく。	文部科学省	学校内における連携及び相談体制の充実	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒及びその保護者の相談等に対し、学校で、学級担任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう、必要に応じ、教員加配を行うとともに、スクールカウンセラーをすべての中学校に配置することに加え、小学校への配置を拡充するなど学校内の相談体制の充実を図っていく。	文部科学省	一部修正	149,150	
156	172	V	第4	1	(17)	学校における相談対応能力の向上等	文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。(再掲:第4, 2, (13)及び第5, 1, (15)ア)	文部科学省	学校における相談対応能力の向上等	文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。(再掲:第4, 2及び第5, 1)	文部科学省	一部修正	186	
157	173	V	第4	1	(18)	相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。	文部科学省	相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒を含む児童生徒に対し、教育委員会が、心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員や臨床心理の専門家等を教育センターや教育相談所等に配置し、相談窓口を設けるとともに、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、保健所等の地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進する。	文部科学省			

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)						備 考	要 望 番 号
	旧 番 号	基本計画符号			項目	施策	担当 当 省 庁	項目	施策	担当 当 省 庁				
158	174	V	第4	1	(19)	各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨	警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導・督励するとともに、好事例を勧奨していく。	警察庁	各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨	警察庁において、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援策が確実に実施されるよう、各都道府県警察を指導・督励するとともに、好事例を勧奨していく。	警察庁			
159	175	V	第4	1	(20)	ア 「被害者の手引」の内容の充実等	警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による被害者支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配付を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介していく。	警察庁	「被害者の手引」の内容の充実等	警察において、刑事手続の概要、犯罪被害者等に役立つ制度、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体の連絡先等を記載したパンフレット「被害者の手引」について、関係機関による被害者支援策の紹介を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配付を更に徹底するとともに、それらの情報をウェブサイトにおいても紹介していく。	警察庁			
160	176	V	第4	1	(20)	イ 「被害者の手引」の内容の充実等	警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配付されるよう努めていく。(再掲:第3, 1, (12)ウ)	警察庁	「被害者の手引」の内容の充実等	警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配付している外国語版の「被害者の手引」について、今後とも適切に作成・配付されるよう努めていく。(再掲:第3, 1)	警察庁			
	177	V	第4	1	(21)	「被害者連絡制度」等の改善	警察庁において、一定の犯罪被害者等に対し、「被害者の手引」を配付・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第3, 1, (13)イ)	警察庁	(この行は、実施済み実施状況については、終了施策番号52参照)					
161	178	V	第4	1	(22)	犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。(再掲:第1, 1, (6)ア)	警察庁 法務省	犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、警察庁及び法務省において連携し、一層の内容の充実を図るとともに、十分に周知させる。(再掲:第1, 1)	警察庁 法務省			
162	179	V	第4	1	(23)	ア 刑事の手続等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等をわかりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。(再掲:第3, 1, (12))	警察庁 法務省	刑事の手続等に関する情報提供の充実	警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等をわかりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、パンフレットの配布等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。(再掲:第3, 1)	警察庁 法務省			
163	180	V	第4	1	(23)	イ 刑事の手続等に関する情報提供の充実	法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。(再掲:第3, 1, (12)エ)	法務省	刑事の手続等に関する情報提供の充実	法務省において、犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護と支援のための制度の更なる情報の提供を行うため、外国語によるパンフレットやホームページの作成等による情報の提供を行う。(再掲:第3, 1)	法務省			
	181	V	第4	1	(24)	民事の手続に関する情報提供の充実	法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。(再掲:第1, 1, (6)イ)	法務省	(この行は、検討・実施済み検討・実施状況については、終了施策番号53参照)					
164	182	V	第4	1	(25)	ア 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実	厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。	厚生労働省	医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実	厚生労働省において、医療機関が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等と連携・協力し、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を適切に行うことを促進する。	厚生労働省			
165	183	V	第4	1	(25)	イ 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実	厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。	厚生労働省	医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実	厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度に関する案内書、申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する。	厚生労働省			

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)						備 考	要 望 番 号
	旧 番 号	基本計画符号			項目	施策	担当 省 庁	項目	施策			担当 省 庁		
166	184	V	第4	1	(26)	ア	性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。	警察庁	性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	警察において、現行の「性犯罪110番」の相談電話及び相談室の設置、これらの相談窓口に関する広報、性犯罪被害者用の「被害者の手引」の交付等に加え、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て当該被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供し、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるように一層努める。	警察庁	一部修正	143、 144、 145
	185	V	第4	1	(26)	イ	性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	法務省において、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。	法務省				新番号48に統合	
	186	V	第4	1	(26)	ウ	性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	厚生労働省において、性犯罪被害者の要望を踏まえ、性犯罪被害者が情報を入手する利便性の拡大に努めていく。	厚生労働省				新番号48に統合	
167	187	V	第4	1	(27)	ア	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士を紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。(再掲:第1, 1, (4)イ及び第3, 1, (11)イ)	法務省	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士を紹介を行うとともに、弁護士会、犯罪被害者支援団体等と連携・協力して研修等を行い、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質の向上に取り組む。(再掲:第1, 1)	法務省	一部修正 弁護士紹介以外の情報提供については、旧番号191の修正施策で対応	183
	188	V	第4	1	(27)	イ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。(再掲:第1, 1, (4)ウ及び第3, 1, (11)ウ)	法務省				実施済み 実施状況については、終了施策番号54参照	
	189	V	第4	1	(27)	ウ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分な連携を図る。(再掲:第1, 1, (4)エ及び第3, 1, (11)エ)	法務省				旧番号191の修正施策に統合	
168	190	V	第4	1	(27)	エ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。(再掲:第1, 1, (4)オ及び第3, 1, (11)オ)	法務省	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターの機能及び犯罪被害者等支援に関する具体的情報を十分に周知させる。(再掲:第3, 1)	法務省		
169	191	V	第4	1	(27)	オ	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、国(捜査機関、裁判所を含む。)、地方公共団体(捜査機関を含む。)、弁護士会、犯罪被害者等支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。(再掲:第4, 3, (8))	法務省	日本司法支援センターによる支援	日本司法支援センターにおいて、国(捜査機関、裁判所を含む。)、警察、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体等を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。	法務省	一部修正 弁護士紹介については旧番号187の修正施策で対応	
	192	V	第4	1	(28)		「NPOポータルサイト」による情報取得の利便性確保	内閣府において、特定非営利活動法人としての法人格を有する犯罪被害者等の援助を行う団体等の情報について、平成17年度に開設する予定の「NPOポータルサイト」での検索により取得可能とする。	内閣府				実施済み 実施状況については、終了施策番号55参照	

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁	
	193	V	第4	1(29)	犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設	内閣府において、犯罪被害者等同士が会うための情報の整理等を行い、自助グループを含む各犯罪被害者団体等における活動等を紹介するため、新たに、犯罪被害者等の間のネットワーク作りを円滑に行えるような犯罪被害者団体等専用ポータルサイトを開設する。	内閣府				平成19年2月に「犯罪被害者団体等紹介サイト」を開設済み。ホームページの充実については旧番号195の修正施策で対応	
170	194	V	第4	1(30)	自助グループの紹介等	警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行っていく。	警察庁	自助グループの紹介等	警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介等を行っていく。	警察庁		
171	195	V	第4	1(31)	犯罪被害者等施策のホームページの充実	内閣府において、犯罪被害者等施策のホームページについて、関係法令の整備その他必要な情報の更新を行い、充実を図っていく。	内閣府	犯罪被害者等施策のホームページの充実	内閣府において、犯罪被害者等施策のホームページについて、関係法令の整備、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供等を行い、充実を図っていく。	内閣府	旧番号157の内容を含む。一部修正	152
172	196	V	第4	1(32)	インターネット以外の媒体を用いた情報提供	犯罪被害者等に対して情報提供を行う際、各府省庁において、インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じて、インターネット等で情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努める。	内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	インターネット以外の媒体を用いた情報提供	犯罪被害者等に対して情報提供を行う際、各府省庁において、インターネット以外の媒体を用いて必要な情報が提供されることを通じて、インターネット等で情報を得ることができる者とそうでない者との間に不公平が生じないよう配慮するとともに、積極的な情報提供に努める。	内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省		
	197	V	第4	1(33)	犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開	警察において、指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等に付き添うなどするとともに携帯電話等により当該犯罪被害者等からの相談等に対応する「指定被害者支援要員制度」の積極的運用、部外のカウンセラー等による相談・精神的ケアや部外の精神科医等への紹介、犯罪被害者等早期援助団体が積極的に介入することを可能とするための当該団体への情報提供、及び生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会の活用等により、犯罪の発生直後から、被害の回復・軽減、再発防止等のための支援活動が総合的・横断的かつ充実して展開されるよう努める。	警察庁				指定被害者支援制度については旧番号163、カウンセリングについては新番号45に、連絡協議会は旧番号161の修正施策に統合	165
	198	V	第4	1(34)ア	更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実	法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	法務省				検討・実施済み 検討・実施状況については、終了施策番号56参照	
173					(現行施策なし)		更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援の充実	保護観察所の被害者担当の保護観察官及び保護司による協働態勢の下で、被害に係る刑事裁判が終了した後の犯罪被害者等の支援について、関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、一層適切な支援の実施に努める。	法務省	新規		

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁	
174					(現行施策なし)		保護司に対する研修等の充実	刑事裁判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当保護司を対象とする研修における犯罪被害者等支援の実務家による講義及び犯罪被害者等支援の実践的技能を修得させるためのロールプレイ方式による演習の実施など、被害者担当保護司の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る。また、被害者担当保護司以外の保護司を対象とした研修においても、更生保護における犯罪被害者等施策を取り上げ、研修内容の充実を図る。	法務省	新規	63	
	199	V	第4	1(34)	更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実	法務省において、上記アの検討の際に、地域社会における関係諸機関・団体等の連携・協力の在り方についても、併せて検討する。	法務省				新番号173に統合	
175	200	V	第4	1(35)	犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センター(適応指導教室)が行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。	文部科学省	犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し、教育委員会が設置する教育支援センター(適応指導教室)が行うカウンセリングや学習指導等による学校復帰等のための継続的な支援を促進する。	文部科学省		
176	201	V	第4	1(36)	犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署、児童相談所、保健所等の関係機関の実務担当者がサポートチームを形成するなど連携して継続的に行う対応を促進する。	文部科学省	犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署、児童相談所、保健所等の関係機関の実務担当者がサポートチームを形成するなど連携して継続的に行う対応を促進する。 また、スクールカウンセラーをすべての中学校に配置するとともに、小学校への配置を拡充するほか、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を推進する。	文部科学省	一部修正 B論点に対する検討結果として提出された要望187に対する文部科学省の施策案文は、要望150に対する施策案文と統合	150
177	202	V	第4	1(37)	日本司法支援センターによる長期的支援	日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。	法務省	日本司法支援センターによる長期的支援	日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。	法務省		
178	203	V	第4	1(38)	海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供についての周知	外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、在外公館(大使館、総領事館)が当該犯罪被害者等の要請に応じて行っている現地における弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報提供について、更に周知させる。	外務省	海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等	外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館(大使館、総領事館)を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供できるよう努める。 また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対し、適切な支援を行うよう努める。	外務省、警察庁	一部修正	135,151

2 調査研究の推進等(基本法第21条関係)

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁	
	204	V	第4	2(1)	重症PTSD症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究	文部科学省において、平成17年度の科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムにおける課題「犯罪・テロ防止に資する先端科学技術」の中で新規採択した「犯罪、行動異常、犯罪被害者の現象、原因と治療、予防の研究」における犯罪被害による重症PTSD症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究成果を得、犯罪被害者支援の実践への活用を目指して	文部科学省				実施済み 実施状況については、終了施策番号57参照	

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁	
	205	V	第4	2(2)	犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に資する研究	厚生労働省において、犯罪被害者の精神健康についての実態とニーズの調査、医療場面における犯罪被害者の実態の調査、重度PTSDなど持続的な精神的後遺症を持つものの治療法の研究、地域における犯罪被害者に対する支援のモデルの研究などを継続的に行い、その研究成果を得、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用していく。	厚生労働省				実施済み 実施状況については、終了施策番号58参照	
	206	V	第4	2(3)	犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施	内閣府において、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等を把握するため、犯罪被害類型等ごとに、一定の周期で継続的な調査を行う。	内閣府				実施済み 実施状況については、終了施策番号59参照	166
179					(現行施策なし)		犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施	内閣府において、平成19年度から平成21年度に実施した「犯罪被害類型別継続調査」を実施していることを踏まえ、一定の期間を経過後に、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況等を把握するため、犯罪被害類型等ごとの調査を行う。	内閣府		新規	
	207	V	第4	2(4)	配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施	内閣府において、平成11年度以降実施している女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査の中で、平成17年度に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、調査を実施する。	内閣府				実施済み 実施状況については、終了施策番号60参照	
180					(現行施策なし)		交際相手からの暴力に関する調査の実施	内閣府において、女性に対する暴力被害実態に関する調査「男女間における暴力に関する調査」の中で、交際相手からの暴力について調査を実施する。	内閣府(男女局)		新規	
181					(現行施策なし)		性犯罪被害者に関する調査の実施	内閣府において、女性に対する暴力被害実態に関する調査「男女間における暴力に関する調査」の中で、被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害の実態について調査を実施する。	内閣府(男女局)		新規	160、 161、 162
	208	V	第4	2(5)	警察庁における犯罪被害の実態等についての継続的調査研究	警察庁において、犯罪被害の実態等についての調査研究を継続的に実施し、警察の行う被害者支援の更なる充実に活かしていく。	警察庁				実施済み 実施状況については、終了施策番号61参照	
182	209	V	第4	2(6)	法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討	法務省において、これまでに行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続的に実施する方向で検討するとともに、性的暴行被害等についてより一層精緻な数値を得られるよう調査方法の検討を早期に行い、その結果を同調査に反映する。	法務省	法務省における「犯罪被害実態調査」の調査に関する検討	法務省において、これまで行った「犯罪被害実態調査」と同種の調査を継続する方向で検討を行う。	法務省	実施済み 実施状況については、終了施策番号62参照	
	210	V	第4	2(7)	脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮	厚生労働省において、臓器提供者(交通事故被害者を含む。)の家族に特有な心理的な問題等について、「脳死下での臓器提供事例に係る検証会議」の下に設置された「ドナー家族の心情把握等作業班」により、現状把握に努める。	厚生労働省				実施済み 実施状況については、終了施策番号63参照	

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁	
	211	V	第4	2	(8)	犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討	犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門的チームの育成の在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りと併せて検討する。(再掲:第4, 1, (4))	(内閣府, 警察庁, 総務省, 法務省, 文部科学省, 厚生労働省, 国土交通省)				検討・実施済み 検討実施状況については、終了 施策番号64 参照	
183						(現行施策なし)			コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援	内閣府、警察庁	新規	147	
184	212	V	第4	2	(9)	警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実	警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的スキルを修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図っていく。	警察庁	警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実	警察において、①採用時及び上位の階級又は職に昇任した際に行われる犯罪被害者等支援に関する基礎的な研修、②被害者支援担当部署に配置された職員に対する犯罪被害者等支援の実践的スキルを修得させるための臨床心理士によるロールプレイ方式による演習等を含む専門的な研修、③カウンセリング業務に従事する職員等に対する基礎的な教育及び実践的・専門的な教育等の充実を図っていく。	警察庁		
185	213	V	第4	2	(10)	犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得	警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努めていく。	警察庁	犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能修得	警察において、犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う少年補導職員、少年相談専門職員について、講習・研修等により、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得できるよう努めるとともに、専門的能力を備えた者の配置に努めていく。	警察庁		
186	214	V	第4	2	(11)ア	法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等	法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図っていく。(再掲:第2, 3, (1)エ及び第3, 1, (18))	法務省	法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等	法務省において、検察官に対する研修の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を実施し、児童及び女性に対する配慮に関する科目の内容の一層の充実を図る。(再掲:第2, 3及び第3, 1)	法務省	一部修正	61.62
187	215	V	第4	2	(11)イ	法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等	法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する被害者支援の実務家等による講義、地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義・講演及び討議の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。(再掲:第2, 3 (1)イ)	法務省	法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等	法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家等による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。(再掲:第2, 3)	法務省		
188	216	V	第4	2	(12)	日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等支援業務の実施を通じて日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供していく。	法務省	日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等支援業務の実施を通じて日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウについて、研修や講習を通じて犯罪被害者等支援に携わる関係者に提供していく。	法務省		

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号			
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁		
189	217	V	第4	2(13)	学校における相談対応能力の向上等	文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。(再掲:第4、1、(17)及び第5、1、(15)ア)	文部科学省	学校における相談対応能力の向上等	文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。(再掲:第4、1及び第5、1)	文部科学省	一部修正	186	
	218	V	第4	2(14)	臨床心理士による犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究の実施	文部科学省において、犯罪等による被害への精神的支援の重要性を踏まえ、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に委嘱している「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」において、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施する。	文部科学省					実施済み 実施状況については、終了施策番号65参照	
190	219	V	第4	2(15)	虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実	厚生労働省において、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図っていく。	厚生労働省	虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実	厚生労働省において、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図っていく。	厚生労働省			
191	220	V	第4	2(16)	民間の団体の研修に対する支援	警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努めていく。	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省	民間の団体の研修に対する支援	警察、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、それらの団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等の支援に努めていく。	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省			

3 民間の団体に対する援助(基本法第22条関係)

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号			
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁		
	221	V	第4	3(1)	民間の団体に対する経済的援助の在り方の検討及び施策の実施	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する国による財政的な援助を現状よりも手厚いものとする必要があることを前提に、被援助団体となる対象、援助されるべき事務の範囲、援助の経路や財源等の総合的な在り方を検討するため、推進会議の下に、有識者並びに内閣府、警察庁、総務省、法務省及び厚生労働省からなる検討のための会を設置し、必要な調査を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。	内閣府 警察庁 総務省 法務省 厚生労働省					検討・実施済み 検討実施状況については、終了施策番号66参照	
192					(現行施策なし)			民間の団体への支援の充実	内閣府において、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体の財政的基盤の充実に資するよう、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の協力を得て、民間の団体による犯罪被害者支援募金(仮称)の創設、当該募金に寄せられた寄附金等を活用した基金の創設等についての検討に協力を行う。	内閣府	新規	122~134	

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)						備 考	要望番号	
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁					
193	222	V	第4	3	(2)	ア	民間の団体への支援の充実	警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。	警察庁 厚生労働省	民間の団体への支援の充実	警察及び厚生労働省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。	警察庁 厚生労働省			
194	223	V	第4	3	(2)	イ	民間の団体への支援の充実	法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。	法務省 文部科学省 国土交通省	民間の団体への支援の充実	法務省、文部科学省及び国土交通省において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の支援を行っていく。	法務省 文部科学省 国土交通省			
	224	V	第4	3	(3)		民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修等の在り方についての検討	犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で支援活動を行う者の養成及び研修の内容並びに費用の弁償、災害補償、信頼性の確保等それらの者が行う適切な支援活動を助長する仕組みの在り方について、各地域における犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の連携・協力の促進に関して設置する検討のための会において、どの関係機関・団体等を起点としても必要な情報提供、支援を途切れることなく受けることのできる体制作りと併せて検討する。	内閣府、 警察庁、 総務省、 法務省、 文部科学省、 厚生労働省、 国土交通省				検討・実施済み 検討実施状況については、終了 施策番号67 参照		
195							(現行施策なし)			研修カリキュラム・モデル案の内容の充実	内閣府において、平成21年3月に作成し、7月に犯罪被害者支援団体等に配布した「民間被害者支援団体における研修カリキュラム・モデル案」について、一定の期間を経過後に、犯罪被害者支援団体等における活用の実態、利用した犯罪被害者支援団体等からの意見等についての調査を実施し、内容の充実を図る。	内閣府	新規	155	
196							(現行施策なし)			地方公共団体と民間の団体との連携の促進	内閣府において、地方公共団体に対し、把握している犯罪被害者支援団体に関する情報を提供するとともに、自らも犯罪被害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図るよう要請する。また、犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。	内閣府	新規	146	
197	225	V	第4	3	(4)		民間の団体等に関する広報等	内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。(再掲:第5, 1, (11)ア)	内閣府 警察庁	民間の団体等に関する広報等	内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。(再掲:第5, 1)	内閣府 警察庁		163	
198	226	V	第4	3	(5)		特定非営利活動法人促進法(NPO法)の適切な運用	内閣府において、特定非営利活動法人促進法(平成10年法律第7号。NPO法)に基づく犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対し、同法の適切な運用に努める。	内閣府	特定非営利活動法人促進法(NPO法)の適切な運用	内閣府において、特定非営利活動法人促進法(平成10年法律第7号。NPO法)に基づく犯罪被害者等の援助を行う団体等を含む民間非営利団体からの法人格の取得申請に対し、同法の適切な運用に努める。	内閣府			
	227	V	第4	3	(6)		全国被害者支援ネットワークに対する協力	警察において、全国被害者支援ネットワークの運営及び活動に対し、協力していく。	警察庁					旧番号228の修正 施策に統合	
199	228	V	第4	3	(7)		警察における民間の団体との連携・協力の強化	警察において、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援を行っていくとともに、生活・医療・裁判等多岐にわたる分野の関係機関・団体等による横断的な支援活動を実施するための被害者支援連絡協議会における相互の協力及び緊密な連携を図っていく。	警察庁	警察における民間の団体との連携・協力の強化	警察において、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びに地方公共団体の主体的な協力を得て、全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者等の援助を行う民間の団体との連携を一層強化し、支援及び指導・助言を行い、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用を図る。	警察庁	一部修正 連絡協議会については、旧番号161の修正 施策に統合		

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号	
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁
200					(現行施策なし)		犯罪被害者等早期援助団体に対する指導	都道府県公安委員会において、必要に応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対して改善命令を始め、適切な指導を行う。その他の民間被害者支援団体に対しても、適切な支援活動が行われるよう、その運営及び活動に協力していく。	警察庁	新規	154
	229	V	第4	3(8)	日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮	日本司法支援センターにおいて、国(捜査機関、裁判所を含む。)、地方公共団体(捜査機関を含む。)、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体や犯罪被害者等の支援に精通した弁護士を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。(再掲:第4, 1, (27)オ)	法務省			旧番号191の修正施策に統合	

第5 国民の理解の増進と配慮・協力確保への取組

1 国民の理解の増進(基本法第20条関係)

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁	
201						(現行施策なし)		学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	文部科学省において、道徳教育の充実を図った新しい学習指導要領(平成20年3月公示)に基づき、自他の生命を尊重する心などを重視した教育を一層推進する。また、児童・生徒等の犯罪被害者等への理解の増進を図るため、内閣府を中心に作成した犯罪被害者等に関する啓発教材の活用を促す。	内閣府 文部科学省	新規要望187に対する施策と要望194に対する施策を統合	187,194	
	230	V	第5	1	(1)	ア	学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	文部科学省において、学校教育の中で、自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、死の重さ、生きることの尊さなどを積極的に取り上げる教育を推進するため、「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」を実施し、教材の開発などの実践研究を進め、成果の普及を図る。	文部科学省		新番号201に統合。なお、「児童生徒の心に響く道徳教育推進事業」は終了している。		
	231	V	第5	1	(1)	イ	学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	文部科学省において、かけがえのない生命について考えさせるなど道徳の内容をわかりやすく表した「心のノート」のすべての小・中学生への配付を進める。	文部科学省		新番号201に統合。なお、昨年の事業仕分けの結果を受け、「心のノート」の全小・中学生への配布は行わないこととなった。		
	232	V	第5	1	(2)		学校における体験活動を通じた命の大切さの学習についての調査研究の実施及びその成果の普及	文部科学省において、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、「豊かな体験活動推進事業」を実施し、学校における自然体験活動や社会奉仕体験活動の充実を図る中で、命の大切さを学ばせることに有効な体験活動について調査研究を実施し、その成果を取りまとめ、全国の教育委員会や学校に普及する。	文部科学省		実施済み 実施状況については、終了施策番号68参照		
202	233	V	第5	1	(3)	ア	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。	文部科学省	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	文部科学省において、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。	文部科学省	185,187
	234	V	第5	1	(3)	イ	学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進	文部科学省において、学校教育について、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような児童生徒の育成を目指した人権教育の指導方法等に関する調査研究の成果(平成16年6月に第一次とりまとめを公表)を普及するとともに、更に検討を進める。	文部科学省		実施済み 実施状況については、終了施策番号69参照		

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号			
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁		
203	235	V	第5	1	(4)	学校における犯罪抑止教育の充実	文部科学省において、平成16年度に警察庁と共同で作成し、教育委員会等へ配付した、犯罪被害者等の体験談を取り入れた学習の事例等を含む非行防止教室等プログラム事例集の活用を教育委員会へ促すなど、犯罪抑止教育の充実を図る。	文部科学省	学校における犯罪抑止教育の充実	文部科学省において、非行防止教室の中で、警察などの関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する学習の充実を図る。また、文部科学省において、平成16年度に警察庁と共同で作成し、教育委員会等へ配付した、非行防止教室等プログラム事例集の活用を教育委員会へ促すなど、犯罪抑止教育の充実を図るほか、児童生徒のコミュニケーション能力を高める教育活動を推進する。	文部科学省	一部修正	188
204	236	V	第5	1	(5)	子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組	文部科学省において、子どもがいじめ・虐待・暴力等から自らの身を守るための態度やスキル等を育成することを目的として、被害者となることを防止するための教育について、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。	文部科学省	子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組	文部科学省において、子どもがいじめ・虐待・暴力等から自らの身を守るための態度やスキル等を育成することを目的として、被害者となることを防止するための教育について、地域の実情に応じた取組がなされるよう教育委員会に促す。	文部科学省		
	237	V	第5	1	(6)	家庭における命の教育への支援の推進	文部科学省において、家庭における命の教育への支援を推進するため、命の大切さを実感させる意義などを記述した子育てのヒント集として「家庭教育手帳」を作成し、小学生等を持つ全国の保護者全員に配付することにより、子育て講座等での学習の充実を図る。	文部科学省				実施済み 実施状況については、終了施策番号70参照	
205						(現行施策なし)			家庭における命の教育への支援の推進	文部科学省において、命の大切さを実感させる意義などを記述した家庭教育手帳をはじめとした様々な家庭教育に関するデータをホームページを通じて提供するとともに、平成22年に各都道府県教育委員会等へ提供したデータが地域における家庭教育に関する学習機会等で積極的に活用されるよう促す。	文部科学省	新規	
206						(現行施策なし)			中学生・高校生を対象とした講演会の実施	警察において、教育委員会等関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」の開催による犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成に努めるほか、あらゆる機会を利用して広く国民の参加を募った、犯罪被害者等による講演会を実施し、「地域全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成に努める。	警察庁	新規	187
207	238	V	第5	1	(7)	生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発	法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由などを傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。	法務省	生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発	法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由などを傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。	法務省		
208	239	V	第5	1	(8)	「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施	内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。	内閣府	「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施	内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施する。	内閣府		
209						(現行施策なし)			犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施	内閣府において、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、関係省庁、地方公共団体、女性団体その他の関係団体と連携・協力し、広報啓発活動を実施する。	内閣府(男女局)	新規	189、 190、 191
210	240	V	第5	1	(9)	ア	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施	内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の視点も踏まえ展開されるよう努める。	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施	内閣府において、全国交通安全運動の期間を中心に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の理解と協力も得ながら展開されるよう努める。	内閣府	一部修正	182

新番号	現行の犯罪被害者等基本計画						第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)						備考	要望番号
	旧番号	基本計画符号			項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁				
211	241	V	第5	1	(9)	イ	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施	法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。	法務省	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施	法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体も通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めため講演会・研修会等の啓発活動を実施する。	法務省		
212	242	V	第5	1	(9)	ウ	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施	厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。	厚生労働省	犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施	厚生労働省において、児童虐待の範囲、現状やその防止に向けての取組を広く国民に周知させるため、様々な媒体を活用した広報活動を行うとともに、11月の児童虐待防止推進月間に、ポスター等の作成及び全国フォーラムの開催など集中的な広報啓発活動を実施する。	厚生労働省		
213	243	V	第5	1	(10)		犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施	内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催するとともに、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。	内閣府	犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施	内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況について国民が正しく理解し、国民の協力の下に関係施策が講じられていくよう、国民が犯罪等による被害について考える機会として、毎年、東京及び複数の地域で、犯罪被害者等や、犯罪等による被害についての識見を有する者、犯罪被害者等の援助等に携わる者等とその他の国民が一同に会し、犯罪被害者等に係る様々なテーマを議論する啓発事業を開催し、教諭師など加害者に関わる者も含め、広く国民の参加を求める。なお、事業についてはマスコミに公開するほか、事業の結果について、インターネット等で国民向けに情報提供を行う。	内閣府	一部修正 要望195に対する施策も統合	184,195
214	(現行施策なし)							犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施	内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の参加・協力を得て、犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう要請する。また、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体が地方公共団体に対して連携を申し出やすいよう、地方公共団体における犯罪被害者等施策担当窓口部局をホームページに掲載する。	内閣府	新規		193	
215	244	V	第5	1	(11)	ア	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。(再掲:第4, 3, (4))	内閣府 警察庁	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。(再掲:第4, 3)	内閣府 警察庁		163
216	245	V	第5	1	(11)	イ	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察において、各都道府県警察が民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を一層促進する。	警察庁	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察において、各都道府県警察が民間被害者支援団体等と連携し、マスコミ広報、街頭キャンペーン、各種討論会の開催、各種会合での講話等を実施することにより、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、民間被害者支援団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を一層促進する。	警察庁		
217	246	V	第5	1	(11)	ウ	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。	警察庁	様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察庁において、広報啓発用の冊子「警察による犯罪被害者支援」の作成、ウェブサイト上での警察の犯罪被害者等支援施策の掲載等により、犯罪被害者等支援に関する国民の理解増進に努める。	警察庁		
218	247	V	第5	1	(12)	ア	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進	警察において、交通事故の被害者や遺族等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配付することや、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施し、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。	警察庁	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進	警察において、交通事故の被害者や遺族等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会で配付することや、交通安全の集い等における被害者等の講演を実施し、交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。	警察庁		
219	248	V	第5	1	(12)	イ	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進	警察において、各都道府県警察での運転者に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等の活用や、被害者等の講話等により被害者等の声を反映した講習を実施していく。	警察庁	交通事故被害者等の声を反映した国民の理解増進	警察において、各都道府県警察での運転者に対する各種講習において、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等の活用や、被害者等の講話等により被害者等の声を反映した講習を実施していく。	警察庁		

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)					備 考	要望番号		
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策	担当省庁					
220	249	V	第5	1	(13)	国民の理解の増進を図るための情報提供の実施	内閣府において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁の職員を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。	内閣府	国民の理解の増進を図るための情報提供の実施	内閣府において、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係省庁の職員を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その概要をインターネット等で国民向けに情報提供する。	内閣府			
	250	V	第5	1	(14)	ア	調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進	内閣府において、犯罪被害類型別、被害者との関係別に行う、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等に関する基礎的な事項を把握するための継続的な調査(上記第4, 2, (3))の結果を、統計処理の上、実例等も参照する形で公表し、様々な犯罪被害者等の置かれた状況についての国民レベルの基礎的な理解を促進する。	内閣府			実施済み 実施状況については、終了施策番号71参照		
	251	V	第5	1	(14)	イ	調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進	内閣府において、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する国民の理解の程度や必要な配慮の程度、心無い言動等からくる二次的被害に対する認識等について、研究調査を行い、その結果を、青少年に対しては、利用しやすい教材等の形に加工し広く提供するとともに、成人に対しては、統計処理後の公表物の形で啓発に利用する。	内閣府			実施済み 実施状況については、終了施策番号72参照		
221							(現行施策なし)		調査結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解の増進	内閣府において、犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査の結果について、犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発に活用する。	内閣府	新規		
222	252	V	第5	1	(15)	ア	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進	文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーや「子どもと親の相談員」の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。(再掲:第4, 1, (17)及び第4, 2, (13))	文部科学省	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進	文部科学省において、学校の教職員が犯罪被害者等である児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、犯罪等の被害に関する研修等を通じ教職員の指導力の向上に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置など教育相談体制の充実等に取り組んでいく。(再掲:第4, 1及び第4, 2)	文部科学省	一部修正	186
223	253	V	第5	1	(15)	イ	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。(再掲:第2, 1, (18)ウ)	文部科学省	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進	文部科学省において、犯罪被害者等である児童生徒に対する心のケアについても、大学の教職課程におけるカウンセリングに関する教育及び教員に対するカウンセリングに関する研修内容に含めるなどその内容の充実を図るよう促す。(再掲:第2, 1)	文部科学省		
224	254	V	第5	1	(15)	ウ	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進	文部科学省において、虐待を受けた子どもへの対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談活動の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。	文部科学省	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進	文部科学省において、虐待を受けた子どもへの対応の問題を含め、養護教諭が行う健康相談活動の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭の資質の向上のための研修の充実を図る。	文部科学省		
	255	V	第5	1	(15)	エ	学校における犯罪被害者等である児童生徒への的確な対応のための施策の促進	文部科学省において、「臨床心理士の資質向上に関する調査研究」の中で、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施し、その結果に基づき、財団法人日本臨床心理士資格認定協会等に働きかけ、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。(再掲:第2, 1, (12))	文部科学省			実施済み 実施状況については、終了施策番号24参照		
225	256	V	第5	1	(16)	犯罪被害者等に関する個人情報の保護	警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。(再掲:第2, 2, (2)エ)	警察庁	犯罪被害者等に関する個人情報の保護	警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。(再掲:第2, 2)	警察庁			

新 番 号	現行の犯罪被害者等基本計画					第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)			備 考	要望番号			
	旧番号	基本計画符号		項目	施策	担当省庁	項目	施策			担当省庁		
226	257	V	第5	1	(17)	犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になりうるような情報提供に努める。	警察庁	犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察において、被害者が特定されないよう工夫した上で、ウェブサイト等に性犯罪を含め身近な犯罪の発生状況を掲載するなどにより、都道府県警察が地域住民に対し、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機になりうるような情報提供に努める。	警察庁		
227	258	V	第5	1	(18)	交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表	警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。	警察庁	交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進に資するデータの公表	警察において、国民に対し、交通事故の実態やその悲惨さについての理解の増進が十分に図れるよう、事故類型や年齢層別等交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等について周知を図る。	警察庁		
228	(現行施策なし)								交通事故被害者に関する統計の周知	内閣府において、犯罪被害者白書及び交通安全白書における交通被害者に関する統計について、掲載の充実を図る。	内閣府	新規	167、 196

検討・実施済み施策に係る検討・実施の状況等

別添

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
1	1	<p>刑事裁判において、犯罪被害者等から被告人に対する損害賠償命令の申立てがあった場合に、刑事事件について有罪の言渡しをした後、当該賠償請求についての審理及び決定をすることのできる損害賠償命令制度を創設した（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6.20成立、H20.12.1施行））。</p> <p>財産犯等の犯罪行為により被害者から犯人が得た財産等について、一定の場合にその没収・追徴を行うことを可能とするとともに、その犯人から没収・追徴した犯罪被害財産等を用いて、当該被害者等に対し、被害回復給付金を支給する制度を創設した（「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」及び「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」（H18.6.13成立、H18.12.1施行））。検察庁では、「犯罪被害財産支給手続」又は「外国譲与財産支給手続」を開始する決定をするなどし、没収・追徴された犯罪被害財産等を被害者に被害回復給付金として支給するための手続を実施している。</p>
2	2	<p>（「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ 6(1) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非 そもそも加害者に資力がなく、犯罪被害者等が、事実上損害賠償を受けられず、何らの救済も受けられないでいる実情に鑑み、社会の連帯共助の精神から、国が給付金を支給する制度が創設されたものであり、実質的な面から見ても、従来の求償実績に照らし、求償権行使については実効性の担保が期待できず、給付制度と異なるから、結局、本項の問題については(略)給付制度の検討に帰着するものと考えられる。）</p>
3	3	<p>→「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ 6(2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償の是非 ① 公費による弁護士選任(被害直後から)、損害賠償費用の補償 民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者(加害者側)が負担すべきであり、これを国が補填することが適当でないが、弁護士選任のための費用に関しては、資力の乏しい犯罪被害者が利用できる現行の制度として、日本司法支援センターが実施主体である総合法律支援法に基づく「民事法律扶助」及び日本弁護士連合会が実施主体となった上、同法に基づき、日本司法支援センターに委託された「犯罪被害者等法律援助事業」がある。(略)これらの事業について十分な周知を図るなど適切に運用され、犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努められるべきである。</p> <p>また、警察・検察において、犯罪被害者等の質問・相談に適切に応ずることができるよう、より一層配慮すべきである。裁判所においても、同様に、より一層の配慮が望まれる。(略)</p> <p>法務省では、犯罪被害者等が検察庁へ被害相談や事件に関する問い合わせを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を検察庁に設置し、これらの被害者等からの様々な相談への対応などを行うため、検察庁に被害者支援員を配置し、被害者等にきめ細やかな配慮を行うこととしている。</p> <p>日本司法支援センターでは、資力の乏しい犯罪被害者が必要な援助制度を利用できるよう、「民事法律扶助」や日本弁護士連合会が実施主体となっている「犯罪被害者等法律援助事業」について、適切かつ積極的な情報提供を行っている。コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、相談者がこれらの制度の利用を希望する場合に、取次依頼書にその旨を記載するなどして、コールセンター及び地方事務所において二次被害を極力避け、統一した対応が行えるよう配慮している。地方事務所においては、精通弁護士名簿等で、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かなどを確認・把握し、犯罪被害者の経済状況に応じて適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。</p> <p>警察庁において、平成20年11月、「被害者の手引」モデル案を改訂し、新たに被害者国選弁護制度、損害賠償命令制度の情報を掲載したほか、日本司法支援センターの犯罪被害者支援業務等について情報の充実を図っている。</p> <p>「被害者の手引」は、被害者連絡の対象者に配布するほか、被害者連絡の対象者以外にも、犯罪被害者等のための制度を教示する際などに広く活用することとしている。</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
4	6	<p>法務省において、犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等からご意見・ご要望をお聴きし、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。</p> <p>実施時期:平成21年2月～3月 回答機関・団体数:1,254(弁護士会, 地方検察庁, 都道府県警察, 都道府県庁福祉主管課, 女性相談センター, 児童相談所, 精神保健福祉センター, 民間支援団体等)</p> <p>実施方法:各地方事務所からアンケートを郵送</p> <p>聴取項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況 ○ 支援センターの犯罪被害者支援業務内容に関する周知状況 ○ 支援センターとの連携(紹介・取次等)状況 ○ 支援センターに期待する事項 ○ 支援センターに対する被害者等からのご意見 ○ 支援センターのリーフレット等の活用の可否 ○ 支援センターのURLをホームページのリンク先に加えることの可否 ○ その他ご意見・ご要望 <p>支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることに関する調査結果については、91.9%の関係機関・団体において認知されていた(前年度は91.4%)。被害者支援連絡協議会等における業務説明を始め、実務担当者間の情報交換・協議の場の設定など、日頃の連携向上の取組により、回答機関・団体のすべてにおいて認知されているという地域が約半数に達した。</p> <p>業務内容に関する調査結果については、犯罪被害者支援ダイヤルの設置を知っていたものが82.7%(同76.9%)、犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口の紹介を行っていることについて知っていたものが87.8%(同81.2%)であり、いずれも着実に認知が高まっている。一方、精通弁護士の紹介を行っていることについて知っていたものが81.2%(同72.2%)であり、高い認知となっているが、犯罪被害者の経済状況に応じて、弁護士費用等に関する各種援助制度が利用できることなどについての認知は、約65%にとどまった。</p> <p>また、平成20年12月に施行された被害者参加人のための国選弁護制度については、制度施行から間もないこともあり、被害者参加弁護士の選定に関する業務を行っていることについて知っていたものが50.4%、当該制度を利用するに当たり必要な書類等がホームページに掲載されていることを知っていたものが16.7%であることが判明した。当該制度や民事法律扶助制度を組み合わせることにより、犯罪被害者が経済的に困りの場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に、弁護士の援助を受けることが可能であることから、精通弁護士の紹介だけでなく、被害者参加人のための国選弁護制度及び民事法律扶助制度の更なる周知に努めることが重要である。また、これらの制度が適切に運用されるためには、より一層弁護士会等との連携・協力の促進が求められる。連携(紹介・取次等)状況に関する調査結果については、支援センターから紹介を受けたという利用者がいたとの回答は18.1%(同15.2%)、逆に利用者に対して支援センターを紹介したことがあるとの回答は39.5%(同29.7%)であった。</p>
5	9	<p>刑事被告事件の被害者等については、原則として、また、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のため必要性があり、相当と認められる場合には、公判記録の閲覧・謄写を認めることとして公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大した(「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(H19.6.20成立, H19.12.26施行))。【法務省】</p>
6	11	<p>法務省においては、損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報を掲載している犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁や警察署などの関係機関で配布するなどして、情報提供を行っている。</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
7	21	<p>警察庁において、平成18年4月、重傷病給付金の支給要件の緩和や支給対象期間の延長などを行うとともに、親族間の犯罪における支給制限を緩和した。さらに、平成21年10月、親族間の犯罪のうちDV事案について特に必要と認められ場合には、全額支給できるよう特例規定の見直しを行った。</p>
		<p>→「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ</p> <p>1(2) 給付水準の引き上げ指針</p> <p>① 遺族給付金、障害給付金 (略)重度後遺障害者を対象とする障害給付金について、重点的な引上げを行うべきである。(略) また、被害者の被扶養家族である遺族に対する遺族給付金についても、(略)引上げを図るべきである。</p> <p>②休業給付 重傷病給付金対象者のうち、傷病のため休業を余儀なくされたものに対しては、自動車損害賠償保障法の傷害事故に係る支払額の上限を参考として、医療費と併せて、新たに休業損害を考慮した一定の給付を行うことを検討すべきである。</p> <p>2(1)医療費(1年を超える医療費の自己負担分) 犯罪被害給付制度の重傷病給付金の支給対象期間が3ヶ月から1年に拡大されたばかりであることから、当面、その運用をみるべきである。(略)</p> <p>2(2)①医師によるカウンセリング PTSDに対する長時間暴露法等の精神的被害に有効とされている療法について、診療報酬上の評価が、その手厚い診療内容に見合ったものとなっていないとの指摘もあることから、当該療法についての科学的評価を踏まえ、診療報酬改定の際に必要なに応じて措置を講ずるべきである。</p> <p>2(2)②臨床心理士、犯罪被害者相談員等によるカウンセリング・相談 臨床心理士、犯罪被害者相談員等によるカウンセリング・相談について、都道府県における予算措置が確実になされ、さらには、早期支援後も継続してカウンセリング・相談が受けられるような予算措置がなされていくよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。</p> <p>3 (1)①申請期間 現行の犯罪被害給付制度の申請期間(2年、7年)を維持しつつ、やむを得ない事情で申請ができなかった場合に特例的に申請を認めることができるよう、制度の見直しを検討するべきである。</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
8	22	<p>3(2)給付方法</p> <p>①給付の方法 給付は一時金とする。ただし、一時金の支給を受けた犯罪被害者等が分割的支払を希望する場合には、それが可能となるよう、金融機関における必要な手続等について教示すべきである。</p> <p>②給付の迅速化 現状よりも迅速に本給付及び仮給付ができるよう運用改善に努めるべきである。 また、犯罪被害者等に身近な地方公共団体が当座必要な資金を迅速に貸与・給付することが、犯罪被害者等の被害直後の生活支援にとって効果的であることに鑑み、そのような制度の導入が地方公共団体にとって積極的に行われるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。</p> <p>3(3)②認定機関、不服申立機関 (略)どのような場合に給付金が支給されるのか、その認定はどのようになされるか、どのような場合に不服申し立てができるか等の制度の内容が十分周知されていないきらいもあるので、犯罪被害者等に対してだけでなく、広く一般の国民に対しても、制度に関する積極的な広報に努めるとともに、認定機関・不服申立機関における公平性・中立性の確保に一層努めていくべきである。</p> <p>3(4)経済的支援制度に関する法形式 今回の抜本的な犯罪被害者等に対する給付の拡充等が的確に反映されるような法律の名称が検討されることを希望する。</p> <p>5 テロ事件の被害者等に対する特例的措置について 対象となるテロ事件の定義付けは困難である上、テロ事件の態様は様々であるから、一般の犯罪被害者等とは別に特別の救済策をとることをあらかじめ包括的に定めておくことは困難である。ただし、国家または社会に対するテロ行為により無差別大量の死傷者が生じた場合には、国は、迅速に、当該テロ事件を指定して特別措置法を制定するなどにより、当該テロ事件に対する国の対処方針を決定し、そのなかで、被害者等に対する医療、カウンセリング等の早期支援の実施を定めるとともに、社会の連帯共助の精神に基づく基金を設置するなどにより、事案に即した被害者等の経済的救済を図る措置を明確に示すべきである。</p> <p>平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、7月から関係政令などとともに施行された。これにより、重度後遺障害者に対する障害給付金や生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金が引き上げられ、それらの最高額は自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけられるとともに、重傷病給付金については休業損害を考慮した額が加算されることとなった。【警察庁】</p> <p>基金による救済の対象として想定される事案は、公的な救済の対象とならないものの救済が行われないと基本法の趣旨が全うできないと思われるような特別な事情があるような事案であること及び早期に制度を構築することが必要と思われることから、既存の基金を活用するものとし、平成20年4月に犯罪被害者等施策関係省庁連絡会議幹事会を開催し、関係省庁に所管する基金等での対応について検討を依頼した。【内閣府】</p> <p>平成20年12月から(財)犯罪被害救援基金において「犯罪被害者等に対する支援金支給事業」が開始された。 同事業は犯罪被害給付制度などの公的制度では救済の対象とならない犯罪被害者等であっても、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められる者に対して、その申請に基づき、同基金が支援金を支給するものである。【警察庁】</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
		<p>精神科専門療法に係る診療報酬上の評価については、</p> <p>① 平成18年度の診療報酬改定において、PTSDの診断のための検査(CAPS)について医療保険の対象とした。</p> <p>② 平成20年度の診療報酬改定において、ストレス関連障害等の小児患者に対し療養上必要なカウンセリングを行った場合の評価の充実や20歳未満の者に対して通院・在宅精神療法を行った場合に加算を算定できる期間を6ヶ月から1年に拡大した。</p> <p>③ 平成22年度の診療報酬改定において、通院・在宅における精神科療法を長時間(30分以上)行う場合の評価を充実した。</p> <p>【厚生労働省】</p>
		<p>警察庁において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託 補助金9,600万円 <ul style="list-style-type: none"> ※民間団体相談員の委嘱 ※民間団体相談員の研修 ○民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託 補助金5,900万円 <ul style="list-style-type: none"> ※直接支援員の委嘱 ※直接支援員の研修 <p>に要する経費につき財政的援助を行っており(平成22年度)、これらの予算が措置されるよう都道府県警察を指導している。【警察庁】</p>
		<p>平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、加害者によって身体の不自由を不当に拘束されていたことその他のやむを得ない理由により所定の申請期間を経過する前に給付金の申請をすることができなかったときは、給付金の申請期間が過ぎていたとしても、その理由がやんだ日から6月以内に限り、例外的に申請をすることができることとなった。【警察庁】</p>
		<p>犯罪被害者等給付金は遺族給付金、障害給付金及び重傷病給付金の3種類があり、いずれも一時金として支給されている。</p> <p>また、警察庁において、犯罪被害給付制度の事務担当者を対象とした会議を開催するなどにより、迅速な裁定など適正な運用に努めるよう都道府県警察を指導している。【警察庁】</p> <p>犯罪被害者等施策主管課室長会議や、地方公共団体職員向け研修会などにおいて、犯罪被害者等に見舞金を支給する制度を導入した地方公共団体からの事例発表を行うなど、地方公共団体に対する啓発・情報提供に努めている。【内閣府】</p>
		<p>警察庁において、パンフレット、ポスター、インターネット上のホームページなどを活用して犯罪被害給付制度の周知徹底に努めるよう都道府県警察を指導している。</p> <p>また、不服申立機関である国家公安委員会には、専門委員(有識者)がおかれ、審査請求があった場合には、当該審査請求に係る専門の事項について専門委員に調査審議させるなど、公平性・中立性の確保に努めている。【警察庁】</p>
		<p>平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援する」ことが犯罪被害給付制度の理念とされ、改正後の法律の題名は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改められた。【警察庁】</p>
		<p>平成20年度から、諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援制度についての調査研究を実施している。平成20年度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツを対象として実施し、平成21年度は、イタリア、スペイン、カナダ、オーストラリア、韓国について実施した。【内閣府】</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
9	23	警察庁において、平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊などに要する経費(初診料、診断書料、検査費用、中絶費用などを含む。)を援助することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている(性犯罪被害者に対する緊急避妊などに要する経費(国庫補助金):21年度112百万円、22年度112百万円)。
10	25	平成18年7月、地方社会保険事務局に対し、犯罪被害者が医療機関の窓口において、保険診療の実施を拒まれることがあるとの指摘に対する現状の把握に努め、また、具体的に保険診療の実施を拒む事例があった場合には、本省への報告を行うとともに、当該医療機関に対して適切な指導を行うよう指示した。【厚生労働省】
11	26	<p>・国土交通省では、「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号)を踏まえ、平成17年12月に「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を各都道府県知事あてに発出し、犯罪被害者等の公営住宅への優先入居や目的外使用について周知した。また、DV被害者の公営住宅の入居について、優先入居や目的外使用のほか、公営住宅法施行令を改正し単身入居が可能となるように同居親族要件の緩和を行った。(平成17年施行令改正)</p> <p>犯罪被害者等の公営住宅への優先入居戸数 平成21年11月:443戸(都道府県及び政令市)</p> <p>犯罪被害者等の公営住宅への目的外使用入居戸数 平成21年11月:124戸(都道府県及び政令市)</p> <p>DV被害者の公営住宅への単身入居戸数 平成21年11月:104戸(都道府県及び政令市)</p>
12	30	平成21年4月1日現在、35都府県・指定都市において、個別対応できる一時保護所の環境改善が行われている。【厚生労働省】
13	31	<p>児童相談所については、福祉行政報告例及び雇用均等・児童家庭局総務課調べの中で一時保護所の職員数や保護日数等の必要なデータを調査しており、平成21年度においては、一時保護所における心理担当職員や、学習指導を行う教員OB等の配置に必要な予算措置を行うなど、必要と考えられる施策に反映させている。</p> <p>婦人相談所による一時保護の現状や一時保護委託先の状況に関する調査を行い、平成19年度においては、DV被害者等に同伴する児童へのケアの充実強化を図るとともに女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整えるため、婦人相談所一時保護所における児童の保育や学習支援等のケアを行う指導員の配置を実施し、平成20年度においては一時保護委託先におけるDV被害者等の処遇の改善を図り、自立に向けた支援を強化するため、婦人相談所が民間シェルター等へ一時保護委託を行う際の委託費の引き上げを行った。また、平成21年度においては、DV被害者等の一時保護委託における同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定した。【厚生労働省】</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
14	33	<p>→「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ 6(3)被害直後及び中長期的な居住場所の確保 被害直後の居住場所の確保については、既存の取組のほか、警察庁において平成19年度予算において、被害直後の一時避難場所の借りに係る予算措置がなされたところであり、まずはこれらの取組を着実に推進すべきである。 中期的な居住場所の確保については、基本計画における国土交通省の取組を確実に実施するほか、まずは犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。</p> <p>警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っており、同制度が適切に運用されるよう都道府県警察を指導している(犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借りに係る経費:21年度 32百万円、22年度 32百万円)。【警察庁】</p> <p>国土交通省では、「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号)を踏まえ、平成17年12月に「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を各都道府県知事あてに発出し、犯罪被害者等の公営住宅への優先入居や目的外使用について周知した。また、DV被害者の公営住宅の入居について、優先入居や目的外使用のほか、公営住宅法施行令を改正し単身入居が可能となるように同居親族要件の緩和を行った。(平成17年施行令改正)【国土交通省】</p> <p>内閣府では、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員向け研修会の場において、犯罪被害者等へ総合的な支援を行っている地方公共団体(大阪府摂津市、東京都杉並区等)からの事例発表を行うなど、地方公共団体に対する啓発・情報提供に努めている。【内閣府】</p>
15	34	同上
16	42	<p>当該休暇制度については、平成18年度に現状に関する必要な調査を実施したところである。当該調査結果を踏まえ、平成19年度にはリーフレットの作成・配布による周知啓発を実施し、また、平成20年度には前年度に引き続きリーフレットを作成するほか、ポスターを新たに作成して配布した。平成21年度は、前年度の施策に加え、セミナーでの周知・広報を実施した。【厚生労働省】</p>
17	44	<p>平成17年度より3年計画で行った「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(厚生労働省科学研究費補助金事業)の成果を踏まえ、国立精神・神経医療研究センターにおいて犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資する研修(PTSD認知行動療法研修)を平成19年度より行っている。また、国立精神・神経医療研究センターにおいて、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報」ホームページ(http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html)を開設し、支援の方法や枠組みについて情報提供を行っている。【厚生労働省】</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
18	45	<p>精神科専門療法に係る診療報酬上の評価については、以下のような累次の診療報酬改定でその充実を図っているところである。</p> <p>① 平成18年度の診療報酬改定において、PTSDの診断のための検査(CAPS)について医療保険の対象とした。</p> <p>② 平成20年度の診療報酬改定において、ストレス関連障害等の小児患者に対し療養上必要なカウンセリングを行った場合の評価の充実や20歳未満の者に対して通院・在宅精神療法を行った場合に加算を算定できる期間を6ヶ月から1年に拡大する。</p> <p>③ 平成22年度の診療報酬改定において、通院・在宅における精神科専門療法を長時間(30分以上)行う場合の評価を充実した。【厚生労働省】</p>
19	47	<p>厚生労働省は、救命救急センターに犯罪被害者等が搬送された場合にも、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療などが速やかに行われるよう、精神科の医師を必要に応じ適時確保することを各都道府県に求めている。</p> <p>また、平成22年度から、救命救急センターの充実段階評価の項目に、「精神科医による診療体制」を追加し、当該評価結果を公表することとした。</p>
20	49	<p>平成18年6月の第164回通常国会において成立した「良質な医療の提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」に基づき、各都道府県は地域の実情に応じて、犯罪被害者を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療サービスを受けられるようにするため、急性期から回復期を経て自宅に戻るまで、患者が、一貫した治療方針のもとに切れ目のない医療を受けることができるよう、医療提供体制を構築している。【厚生労働省】</p>
21	50	<p>平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、7月から関係政令などとともに施行された。これにより、障害給付金については、障害等級第1級に該当し、常に介護を要する状態にある犯罪被害者に対する障害給付金の最高額を約1,800万円から自動車損害賠償責任保険並の約4,000万円まで引き上げるなど、障害等級第1級から第3級までに該当する「重度後遺障害者に対する障害給付金」の最高額が引き上げられた。さらに、最低額についても引き上げ、特に、平均収入が低い30歳未満の犯罪被害者の場合には、大幅な引き上げが図られた。【警察庁】</p>
22	52	<p>全国の児童相談所において、平成21年4月1日現在では、児童福祉司が計2,428名、児童心理司が計1,065名配置されているほか、平成20年度より3カ年のモデル事業として、都道府県における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施しているところである。【厚生労働省】</p>
23	53	<p>性暴力被害者も含め、患者等が医療に関する情報を十分に得られるような医療体制の整備を内容とする、「良質な医療の提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が平成18年通常国会で成立。</p> <p>当該法律の成立に伴い、医療機関管理者に対し、医療機能に関する一定の情報についての報告を義務化することで、都道府県が医療機関に関する情報を集約し、インターネット等でわかりやすく住民に情報提供する制度を規定したところ。</p> <p>全都道府県において医療機関の基本情報についてはホームページ等において公開している。【厚生労働省】</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
24	55 255	平成18年度、文部科学省において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に、「臨床心理士の資質向上に関する調査研究事業」を委嘱した。犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究を実施し、平成19年3月に報告書を作成した。また、調査研究の結果を受け、財団法人日本臨床心理士資格認定協会において、当報告書を利用した、犯罪等による被害者に対する支援活動について、臨床心理士の研修等の実施を検討しているところである。
25	56	平成17年度より3年計画で行った「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(厚生労働省科学研究費補助金事業)の成果を踏まえ、平成18年度より、国立精神・神経医療研究センターにおいて、精神科医療機関において必要な犯罪被害者・遺族への適切な対応のための基本的知識や初期対応の方法について、犯罪被害者メンタルケア研修を実施している。 また、厚生労働省科学研究費補助金事業において、「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と介入方法の開発に関する研究」(平成20～平成22年度)や「精神療法の実施方法と有効性に関する研究」(平成19～21年度)を行い、PTSDおよび複雑性悲嘆の認知行動療法の有効性に関する研究を実施するなど、治療研究の推進を行っている。【厚生労働省】
26	72	これまで、検察庁においては、被害者等通知制度により、犯罪被害者等に対し、事件の処理結果、公判期日、裁判結果、自由刑の執行終了による釈放時期等の通知を行ってきたが、平成19年12月から、提供する情報の拡充を行い、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、犯罪被害者等の希望に応じ、判決確定後の加害者が収容されている刑事施設の名称、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項、仮釈放及び仮退院審理の開始・結果に関する事項、保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について通知しており、平成21年において、判決確定後の加害者の情報を犯罪被害者等に通知した件数は、検察庁では14,706件であり、更生保護官署では、4,785件である。 また、加害者の刑事施設からの釈放などに関する情報(自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地など)は、いわゆる再被害防止のための被害者等に対する出所情報通知制度により特に必要があるとき犯罪被害者等に通知している。 なお、平成19年12月の施策開始に伴い、全国の保護観察所に、被害者担当官(保護観察官)及び被害者担当保護司を配置しているが、これらの職員は、その任にあたる間、加害者処遇は行わないこととしている。
27	75	性犯罪などの被害者の氏名などについて、裁判所の決定により、公開の法廷においてこれを明らかにしないこととし、また、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対してこれがみだりに他人に知られないようにすることを求めることができる制度を創設した(「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(H19.6.20成立、H19.12.26施行))。【法務省】
28	76	平成18年及び19年において、住民基本台帳法の一部を改正し、住民基本台帳の一部の写しを何人も閲覧できる制度や住民票の写し等を何人でも取得できる制度を廃止し、閲覧等できる者について法律で明確に限定するなど、個人情報保護に十分留意した制度として再構築されたところ。 また、あわせて関係省令等の改正等を行い、従来講じられてきた加害者によるDV等の被害者に対する支援措置について、関係部局との連携を図るなど運用の充実が図られたところ。【総務省】
29	79	終了施策番号12と同じ。

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
30	80	終了施策番号13と同じ。
31	81	<p>→「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ 6(3)被害直後及び中長期的な居住場所の確保 被害直後の居住場所の確保については、既存の取組のほか、警察庁において平成19年度予算において、被害直後の一時避難場所の借り上げに係る予算措置がなされたところであり、まずはこれらの取組を着実に推進すべきである。 中期的な居住場所の確保については、基本計画における国土交通省の取組を確実に実施するほか、まずは犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。</p> <p>警察庁において、平成19年度から、自宅が犯罪行為の現場になり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための宿泊場所を公費により提供し、犯罪被害者等の経済的、精神的負担の軽減を図っており、同制度が適切に運用されるよう都道府県警察を指導している(犯罪被害者等に対する一時避難場所などの借り上げに要する経費:21年度 32百万円、22年度 32百万円)。</p> <p>国土交通省では、「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号)を踏まえ、平成17年12月に「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」を各都道府県知事あてに発出し、犯罪被害者等の公営住宅への優先入居や目的外使用について周知した。また、DV被害者の公営住宅の入居について、優先入居や目的外使用のほか、公営住宅法施行令を改正し単身入居が可能となるように同居親族要件の緩和を行った。(平成17年施行令改正)</p> <p>内閣府では、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員向け研修会の場において、犯罪被害者等へ総合的な支援を行っている地方公共団体(大阪府摂津市、東京都杉並区等)からの事例発表を行うなど、地方公共団体に対する啓発・情報提供に努めている。</p>
32	89	平成17年度に、文部科学省に「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議」を設置し、国内外の先進的取組事例を収集・分析等を実施。その成果を平成18年5月に「学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)」に取りまとめるとともに、平成18年6月5日付け初等中等教育局児童生徒課長通知「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」を発出し、教育委員会等に対し、周知を図った。合わせて、同報告の内容を基にして、教職員の意識啓発と対応スキルの向上を図ることを目的に、教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(CD-ROM)を作成し、平成21年5月に都道府県・指定都市教育委員会あてに配付した。【文部科学省】
33	90	児童相談所や市町村の連携した取組の好事例を収集し、平成21年7月の全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議をはじめとした各種関係会議に係る行政説明などにおいて周知を図っている。【厚生労働省】
34	92	厚生労働省において、児童虐待防止法及び配偶者暴力防止法の趣旨等の周知徹底を図り、医療施設における取組を促進することを目的とする通知を各都道府県及び関係団体宛に発出している。

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
35	103	<p>「心の健康づくり対策研修会」(厚生労働省補助金事業)の中で医師、保健師等に対して「PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策専門研修会」を行っており、その中で犯罪被害者の心のケアに関する研修も実施している。さらに、平成18年度からは、より高度な診断評価・治療の技法等を身につけるため、医師、保健師等を対象にアドバンスコースを設けることとしたところである。【厚生労働省】</p> <p>(参考)PTSD対策専門研修会 東京とその他の都市で年2回開催(3日間連続) 平成21年度 : 受講者数 177名 平成13年度～21年度 : 計2,383名</p> <p>また、児童虐待や家庭内暴力など思春期における心の問題が社会問題化していることから、精神保健福祉センター、保健所、医療機関等の医師、保健師等に対する「思春期精神保健対策専門研修会」の中で児童虐待や家庭内暴力などに関するカリキュラムを実施したところであり、引き続き、思春期精神保健対策専門研修の充実を図ってまいりたい。</p> <p>(参考)思春期精神保健対策専門研修会 医師コース: 東京とその他の都市で年2回開催(3日間連続) コメディカルコース: 東京とその他の都市で年2回開催(3日間連続) 平成21年度 受講者数 : コメディカルコース(看護師・保健師等) 138名(内アドバンスコース:34名)、医師コース 62名(内アドバンスコース:14名) 平成13年度～21年度 合計 : メディカルコース(看護師・保健師等) 2,248名、医師コース 1,046名</p> <p>さらに、平成17年度より3年計画で行った「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(厚生労働省科学研究費補助金事業)の成果を踏まえて、国立精神・神経医療研究センターにおいて研修(PTSD精神療法研修、犯罪被害者メンタルケア研修)を行っているところである。</p>
36	104	<p>看護師養成のための看護基礎教育のカリキュラムについては、平成20年度に見直しを行ったところである。【厚生労働省】</p>
37	109	<p>平成19年6月20日に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、民事訴訟法が一部改正され、民事訴訟において、犯罪被害者等を証人などとして尋問する場合に、付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置をとることが認められた(平成20年4月1日施行)。同施行日以降、証人尋問などの際に付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置が相当程度利用されている状況にある。【法務省】</p>
38	112	<p>裁判所から参加を許された被害者等が、原則として公判期日に出席し、一定の要件の下で、被告人に対する質問などを行うことができることとする被害者参加制度を創設した(「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(H19.6.20成立、H20.12.1施行施行))。【法務省】</p>
39	113	<p>平成18年3月、最高検察庁から、犯罪被害者等の希望がある場合には、関係者のプライバシー保護に適切に配慮した上で、被害者等に冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付を行うこととする旨の通達が発出され、検察官は、同通達に基づき、適切に運用している。【法務省】</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
40	114	<p>刑事被告事件の被害者等については、原則として、また、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のため必要性があり、相当と認められる場合には、公判記録の閲覧・謄写を認めることとして公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大した（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6.20成立，H19.12.26施行））。【法務省】</p>
41	122	<p>一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大等を内容とする「少年法の一部を改正する法律」が平成20年6月18日に公布され、同年12月15日から施行されている。【法務省】</p>
42	123	<p>「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ 6（2）公費による弁護士選任（被害直後から）、損害賠償費用の補償 ①公費による弁護士選任（被害直後から）、損害賠償費用の補償 民事の面については、裁判における弁護士用、損害賠償費用とも、それが相当なものえある限りは基本的に敗訴者（加害者）側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当ではないが、弁護士選任のための費用に関しては、資力の乏しい犯罪被害者が利用できる現行の制度として、日本司法支援センターが実施主体である総合法律支援法に基づく「民事法律扶助」及び日本弁護士連合会が実施主体となった上、同法に基づき、日本司法支援センターに委託された「犯罪被害者等法律援助事業」がある。</p>
43	126	<p>終了施策番号4と同じ</p>
44	134	<p>警察庁において、平成18年12月に被害者連絡実施要領、20年11月に「被害者の手引」モデル案をそれぞれ改正し、改善を図っている。これを受けて、都道府県警察では、捜査状況や被疑者の検挙状況、刑事手続の概要などについて、犯罪被害者等への適切な情報提供に努めている。</p>
45	143	<p>これまで、検察庁においては、被害者等通知制度により、犯罪被害者等に対し、事件の処理結果、公判期日、裁判結果、自由刑の執行終了による釈放時期等の通知を行ってきたが、平成19年12月から、提供する情報の拡充を行い、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、犯罪被害者等の希望に応じ、判決確定後の加害者が収容されている刑事施設の名称、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項、仮釈放及び仮退院審理の開始・結果に関する事項、保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項について通知しており、平成21年において、判決確定後の加害者の情報を犯罪被害者等に通知した件数は、検察庁では14,706件であり、更生保護官署では、4,785件である。 また、加害者の刑事施設からの釈放などに関する情報（自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地など）は、いわゆる再被害防止のための被害者等に対する出所情報通知制度により特に必要があるとき犯罪被害者等に通知している。 なお、平成19年12月の施策開始に伴い、全国の保護観察所に、被害者担当官（保護観察官）及び被害者担当保護司を配置しているが、これらの職員は、その任にあたる間、加害者処遇は行わないこととしている。【法務省】</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
46	144	<p>平成19年12月から行われた被害者等通知制度の拡充(第2, 2, (1)イ推進状況参照)に併せて、矯正官署においては、少年院送致処分を受けた加害少年について、犯罪被害者等の希望に応じて、少年院における処遇状況などを通知している。平成21年中に、矯正官署から発出した加害少年に係る通知件数は、203件であった。</p> <p>また、更生保護官署においては、保護処分を受けた少年について、犯罪被害者等からの希望に応じ、地方更生保護委員会から仮退院審理の開始・結果に関する事項、保護観察所から保護観察の開始・処遇状況・終了に関する事項を通知している。平成21年中に、更生保護官署から発出した保護処分少年に係る通知件数は、420件であった。【法務省】</p>
47	145	<p>更生保護官署においては、平成19年12月の施策開始に伴い、全国の保護観察所に、犯罪被害者等からの相談やその支援に応じる被害者担当官(保護観察官)及び被害者担当保護司を配置している。</p> <p>また、平成19年12月から、保護観察所が、犯罪被害者等からの申出に基づき、犯罪被害者等の心情や置かれている状況、保護観察対象者の生活や行動に関する意見等を聴取し、保護観察対象者に伝える心情等伝達制度を実施している。平成21年中に、心情等を伝達した件数は83件であった。【法務省】</p>
48	151	<p>矯正施設においては、平成16年度に開催した「被害者の視点を取り入れた教育」研究会における提言等を踏まえて策定した標準プログラム等に基づいた指導を体系的に実施している。また、平成18年度からは、犯罪被害者等や支援団体の方々から被収容者に対し直接講話するゲストスピーカー制度を拡大するなど、「被害者の視点を取り入れた教育」の一層の充実に努めた。【法務省】</p>
49	153	<p>仮釈放審理及び少年院からの仮退院審理に際し、犯罪被害者等からの希望に応じて、地方更生保護委員会が、犯罪被害者等から仮釈放等に関する意見及び被害に関する心情等を聴き、仮釈放等を許すか否かの判断にあたって考慮するなどしている。平成21年中に、意見等を聴取した件数は279件であった。【法務省】</p>
50	158	<p>内閣府においては、平成20年12月に、「関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報に係る様式」の例を盛り込んだ「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」を作成し、平成21年1月に、関係省庁、地方公共団体、関係機関・団体等に配布した。また、地方レベルの作成が促進されるよう、平成21年度には、7県を対象として、都道府県版のハンドブックの作成を支援する事業を実施している。</p>
51	159	<p>内閣府においては、平成21年3月に作成した「研修カリキュラム・モデル案」を全国被害者支援ネットワーク加盟団体等に配布するほか、平成21年度において、同研修カリキュラム・モデル案に基づく研修教材(DVD)を作成することとしている。</p> <p>また、地方公共団体においてチームによる支援を行っている例があることから、この取組事例について、犯罪被害者等施策主管課室長会議や、「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する報告書」などで地方公共団体に紹介した。</p>
52	177	<p>警察庁において、平成18年12月に被害者連絡実施要領、20年11月に「被害者の手引」モデル案をそれぞれ改正し、改善を図っている。これを受けて、都道府県警察では、捜査状況や被疑者の検挙状況、刑事手続の概要などについて、犯罪被害者等への適切な情報提供に努めている。</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
53	181	法務省においては、損害賠償命令制度等に関する情報を掲載している犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、全国の検察庁や警察署などの関係機関で配布するなどして、情報提供を行っている。
54	188	終了施策番号4に同じ。
55	192	内閣府において、平成18年6月に「NPOポータルサイト」の運用を開始し、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人を含む、各種活動を行う特定非営利活動法人についての情報を幅広く提供している。
56	198	平成19年12月から、全国の保護観察所に配置された被害者担当官及び被害者担当保護司が、犯罪被害者等に対する相談・支援を行っており、犯罪被害者等の悩みや不安を聴くとともに、必要に応じて、情報を提供したり、関係機関等を紹介するなどしている。平成21年中に実施した相談・支援は、1,176件であった。【法務省】
57	204	科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムの課題「犯罪・テロ防止に資する先端科学技術(平成17年度開始)」において、「犯罪、行動異常、犯罪被害者の現象、原因と治療、予防の研究」を実施し、治療データを蓄積して、重症PTSD治療法の有効性を検討した。(平成17～19年度研究)【文部科学省】
58	205	平成17年度より3年計画で行った「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(厚生労働省科学研究費補助金事業)の成果を踏まえ、国立精神・神経医療研究センターにおいて犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資する研修(PTSD精神療法研修)を平成19年度より行っている。また、国立精神・神経医療研究センターにおいて、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報」ホームページ(http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html)を開設し、支援の方法や枠組みについて情報提供を行っている。【厚生労働省】
59	206	内閣府では、平成19年度から平成21年度において、「被害類型別継続調査」を実施している。一部の被害者についての3年間の経年変化を調査するほか、各年ごとの被害者調査の比較を実施することとしている。
60	207	内閣府では、平成17年度及び20年度に「男女間における暴力に関する調査」を実施し、「交際相手からの被害経験」について、10歳代から20歳代の結婚前の、交際相手からの被害経験の有無を調査したところ。
61	208	警察庁において、従来から、学識経験者や実務家とも連携して、殺人、性犯罪などの被害類型ごとに実態調査を行い、犯罪被害者等への対応の在り方など、その後の被害者支援の参考としている。

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
62	209	<p>法務省(法務総合研究所)においては、4年に1度を目安に国連等主導で実施されている「国際犯罪被害実態調査」に参加する形で「犯罪被害実態調査」を継続的に実施しており、平成20年にも、第3回調査を実施した。第3回調査においては、対象者を前回調査の2倍(6,000人)とするとともに、性的被害について、前回までは対象を女性のみとしていたところを、男性を含めた全対象者に範囲を拡大し、かつ回答し易いように自記式で封入して回答する方法で調査を行うなど、被害の実態についてより一層精緻な数値を得られるようにした。</p>
63	210	<p>臓器提供後の臓器提供者の家族の心情を把握するため、平成14年から平成20年にかけて「ドナー家族の心情把握等作業班」を計13回開催した。同作業班では、心情把握の方法などについて検討を行った上で、ドナー家族からのヒアリングなどを通じてドナー家族の心情把握を行い、結果を平成20年6月に報告書として取りまとめた。</p> <p>今後は、本報告書を脳死下臓器提供におけるコーディネート業務の評価、改善等に活用していくこととしている。【厚生労働省】</p>
64	211	<p>→「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ 4 コーディネーター等の育成について (略)民間の支援団体へのコーディネーターの配置に向けた基盤を整備するため、当面は、研修カリキュラム・モデル案に基づいた研修やコーディネーターの認定制度の実施を通じて、すでに支援に携わっている者がコーディネーターとしての能力を身につけることができるよう、育成していくことが重要である。</p> <p>また、弁護士や医師等が専門的チームを形成し、犯罪被害者等に対する支援を効果的に行った事例があることを踏まえ、これら先進的な事例の紹介・研究・周知に努めるとともに、犯罪被害者等の支援の際に専門的チームによる対応が有効と思われる場合には、それらの事例を参考としながら、積極的にその活用を図るべきである。</p> <p>内閣府において、平成21年3月に作成した「研修カリキュラム・モデル案」を全国被害者支援ネットワーク加盟団体等に配布するほか、平成21年度において、同研修カリキュラム・モデル案に基づく研修教材(DVD)を作成することとしている。</p> <p>また、地方公共団体においてチームによる支援を行っている例があることから、この取組事例について、犯罪被害者等施策主管課室長会議や、「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する報告書」などで地方公共団体に紹介した。</p>
65	218	<p>平成18年度、文部科学省において、財団法人日本臨床心理士資格認定協会に「臨床心理士の資質向上に関する調査研究事業」を委嘱した。本事業では、学校教育関係、民間被害者支援センター、警察、児童福祉、医療、女性センター、私設心理相談室の7領域において、犯罪被害者等に対する支援活動についての調査が行われ、平成19年3月に報告書がとりまとめられた。</p>
		<p>→「民間団体の援助に関する検討会」最終取りまとめ 2 被援助団体の範囲 (1) 犯罪被害者等早期援助団体 引き続き、財政的援助を行う必要があると考えられる。 (2) 早期援助団体の指定を目指す団体 一定の体制がとられている場合には、早期援助団体に準じて、引き続き財政的援助を行う必要があると考えられる。 (3) 早期援助団体及びその指定を目指す団体の全国的な傘団体 一定の体制がとられていることを前提として、個々の団体に対する支援事業(研修カリキュラムの作成や研修会の実施、情報提供等)に要する経費を中心に、引き続き財政的援助を行う必要があると考えられる。</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
66	221	<p>警察庁において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間被害者支援団体等に対する活動支援に要する経費 国費600万円 <ul style="list-style-type: none"> ※全国斉一な被害者支援を行うための意見交換や情報共有化 ※相談員の研修などの機会を設ける <p>を予算措置して、全国被害者支援ネットワークにおける全国被害者支援フォーラム及び研修会の開催を財政的に援助するとともに、その構成員である各団体に対しても</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託 補助金9,600万円 <ul style="list-style-type: none"> ※民間団体相談員の委嘱 ※民間団体相談員の研修 ○民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託 補助金5,900万円 <ul style="list-style-type: none"> ※直接支援員の委嘱 ※直接支援員の研修 ○民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託 補助金5,200万円 <ul style="list-style-type: none"> ※各種広報活動の企画立案、管理運営 ※講演会等の啓発活動の企画立案、管理運営 <p>に要する経費につき財政的援助を行っている(平成22年度)。</p> <p>内閣府において、平成21年度に犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体に関する調査を実施し、調査報告書については、全ての地方公共団体に配布した。</p>
67	224	<p>→「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研修カリキュラム・モデル案の作成 2 全国被害者支援ネットワークにおける研修カリキュラムの作成及び認定制度に向けた検討の実施 3 民間の団体で支援を行うものの支援活動を助長する仕組みについて 支援活動を行う者の信頼性の確保については、「犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)」の活用、研修カリキュラム・モデル案を参考とした研修や認定制度の実施により、関係機関・団体全般の連携の密度の底上げを図り、支援に携わる者の質の向上を図ることで、対応することが可能と考えられる。 <p>→「民間団体への援助に関する検討会」最終取りまとめ</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 援助の対象となる事務の範囲 援助の対象となる事務の範囲については、犯罪被害者等に直接支援サービスを提供する活動を中心に援助を行うことが適当であると考えられる。 <p>(略)これらの支援サービスを犯罪被害者等にとって有意なものとするためには、質的に一定以上の水準が確保される必要があるから、これらの支援サービスについての援助と併せ、相談員等、支援サービスを提供する者に対する研修についても援助の充実を図ることが適当であると考えられる。</p> <p>内閣府において、平成21年3月に「研修カリキュラム・モデル案」を作成し、全国被害者支援ネットワーク加盟団体等へ配布するほか、ホームページへ掲載した。また、平成21年度において、同モデル案を踏まえた研修教材(DVD)の作成を行っている。全国被害者支援ネットワークにおいて、認定制度の検討が進められているものと承知している。</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
		<p>警察庁において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間被害者支援団体に対する相談業務の委託 ※民間団体相談員の委嘱 ※民間団体相談員の研修 ○民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託 ※直接支援員の委嘱 ※直接支援員の研修 ○民間被害者支援団体に対する被害者支援に関する理解の増進等に係る業務の委託 ※各種広報活動の企画立案、管理運営 ※講演会等の啓発活動の企画立案、管理運営 <p>に要する経費につき財政的援助を行っている(平成22年度)。</p> <p style="text-align: right;">補助金9,600万円</p> <p style="text-align: right;">補助金5,900万円</p> <p style="text-align: right;">補助金5,200万円</p>
68	232	<p>児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため、文部科学省において「豊かな体験活動推進事業」を実施し、命の大切さを学ばせる体験活動や自然の中での長期宿泊活動など様々な体験活動について調査研究を行った。調査研究の成果については、教育委員会の担当者などを集めたブロック協議会を開催し、全国の教育委員会や学校に普及を図った。【文部科学省】</p>
69	234	<p>文部科学省においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」を受けの形で、平成15年より人権教育の指導方法等に関する調査研究会議を開催しており、16年6月には、学校における人権教育の改善・充実についての基本的な考え方や指導の改善・充実に向けた視点等をまとめた[第1次とりまとめ]を、次いで18年1月には、関係機関と連携しつつ学校全体として組織的に人権教育に取り組むための方策や人権感覚を育成するための指導方法の工夫・改善策、学校及び教育委員会における研修の取組等について[第2次とりまとめ]をとりまとめた。平成20年3月には、[第2次とりまとめ]を踏まえ、具体的な実践事例を収集、掲載するとともに、個人人権課題について、さまざまな資料を収録し、[第3次とりまとめ]をとりまとめたところ。</p> <p>[第3次とりまとめ]については、各学校や教育委員会への配布や文部科学省ホームページへの掲載を行うとともに、各種会議等において周知を図り、その普及に努めている。</p> <p>また、[第3次とりまとめ]が教育委員会・学校においてどのように活用されているのかを検証することを目的とした調査を実施し、その調査結果について「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」において分析を行った。調査・分析のまとめについては、各教育委員会に配布するとともに文部科学省ホームページに掲載し、[第3次とりまとめ]のさらなる活用を促している。</p>

終了施策番号	旧施策番号	実施状況・検討結果等
70	237	<p>家庭教育手帳の配布実績【文部科学省】</p> <p>平成18年版 乳幼児編;182万部、小学校低～中学年編;186万部、小学校高学年～中学生編;186万部</p> <p>平成19年版 乳幼児編;175万部、小学校低～中学年編;179万部、小学校高学年～中学生編;179万部</p> <p>平成20年版 乳幼児編;171万部、小学校低～中学年編;176万部、小学校高学年～中学生編;177万部</p> <p>平成21年版 CD-ROM版の各地方公共団体等への配布(1,874枚)により、地方公共団体の自主的な取組を支援。</p>
71	250	<p>「犯罪被害類型別継続調査」の実施にあわせて、手記の寄稿を依頼し、同調査の結果報告書には統計的分析だけでなく、手記をあわせて掲載したものを作成している。この報告書は、関係機関・団体等に配布するほか、ホームページで公表している。【内閣府】</p>
72	251	<p>平成18年度、平成20年度に「犯罪被害者等に対する国民意識調査」を実施し、結果をインターネットで公表するほか、青少年向け教材の作成に当たっては、本調査結果を一部引用した。【内閣府】</p>